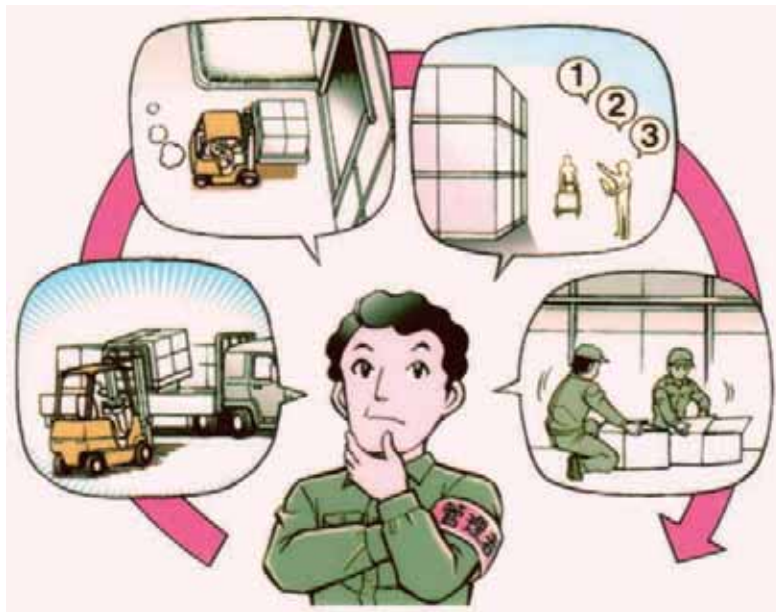


荷役ガイドラインによる 荷役災害防止マニュアル

(荷主等の荷役災害防止担当者教育用)



はじめに

厚生労働省は、陸運業の荷役作業における安全対策を推進するため、平成 25 年 3 月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号) (以下「荷役ガイドライン」といいます。) を公表しています。

この荷役ガイドラインは、陸運事業者と荷主等が連携し、陸運業の荷役災害の防止を進めるためのそれぞれの実施事項を示したものです。

また、荷役ガイドラインでは、荷役災害防止のための管理体制として、陸運事業者及び荷主等のそれぞれの事業場において、「荷役災害防止担当者」の指名とその担当者に対する荷役災害防止のための安全衛生教育の実施を求めています。

このマニュアルは「荷主等の荷役災害防止担当者」に対して安全衛生教育を行う際のテキストとして使用されるもので、次のことに留意して作成しています。

- 1 荷主等の実施事項を理解するためには、陸運事業者の実施事項を理解しておくことも重要であることから、できるだけ各項目について陸運事業者の実施事項と荷主等の実施事項を対比できるように記載しています。
- 2 荷役作業従事者の安全教育としても役立つよう、荷役作業についての「労働者の遵守事項」についてもできるだけ記載しています。

本テキストにより、荷主等の荷役災害防止のご担当者の理解が進み、荷主等の事業場における陸運事業者の荷役災害が大幅に減少することを心から祈念いたします。

平成 28 年 8 月

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

会長 伊藤正人

目次

1章 荷役作業における労働災害の現状と荷主等の責務	1
1節 荷役作業とは	2
1 荷役運搬作業と荷役作業	2
2 荷役の機械化の歴史	2
3 荷役運搬作業の機械化、システム化	3
2節 荷役作業における労働災害の現状と問題点	4
1 陸運業における労働災害の現状	4
2 荷役作業における労働災害の特徴	5
3 荷役災害防止の課題	7
4 荷役災害事例	8
3節 荷主等に求められる役割と安全衛生管理体制	12
1 荷主等の責務	12
2 安全衛生管理体制	15
4節 陸運事業者の責務	20
1 陸運事業者の責務等	20
2 安全衛生管理体制	20
2章 荷役作業における労働災害防止対策	23
1節 基本的な荷役災害防止対策	24
1 荷役作業の有無等の確認	24
2 着時間の弾力的な設定	24
3 荷役作業場所等の安全の確保	25
2節 荷役作業時の墜落・転落災害の防止	26
1 労働者の遵守事項	26
2 安全設備及び保護具の使用	27
3節 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止	29
1 フォークリフトによる労働災害の防止対策	29
2 クレーン、移動式クレーンによる労働災害の防止対策	30
3 コンベヤーによる労働災害の防止対策	31
4 ロールボックスパレット、台車等による労働災害の防止対策	32
4節 転倒による労働災害の防止	34
1 安全な作業の確保	34
2 転倒しないための靴の選び方	34
5節 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止	35
1 腰痛予防対策指針	35
2 人力作業による重量物の取扱い	37
3 機械化、省力化による負担の軽減	38
4 荷役ガイドラインによる腰痛等の防止対策	38
6節 その他荷役関係災害防止に必要な事項	39
1 ロープ・シート着脱作業の安全対策	39
2 荷崩れ防止対策	42
3 貨物自動車等の逸走防止対策	44
4 荷役ガイドラインによるその他の労働災害の防止対策	44

3章 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚	45
1節 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要	46
1 トラック運転者の長時間労働の改善	46
2 改善基準告示のポイント	46
2節 荷役作業従事者の安全衛生教育	52
1 荷役作業従事者等の安全衛生教育	52
2 労働安全衛生法に基づく資格等の取得	54
3 作業指揮者等に対する教育	55
3節 陸運業の荷役作業従事者に対する教育	57
1 荷役作業従事者に対する安全衛生教育	57
2 労働安全衛生法に基づく資格等の取得	58
3 日常の教育	58
4章 陸運事業者との連絡調整	59
1節 荷役作業における役割分担の明確化	60
1 荷役作業における役割分担の明確化	60
2 運送契約時における役割分担の明確化	60
3 配送先における荷卸しの役割分担の明確化	60
2節 荷役作業実施における陸運事業者との連絡調整	61
1 荷主等の協力	61
2 安全作業連絡書の活用	61
3節 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置等	62
1 安全衛生協議組織の設置	62
2 協議する事項	62
3 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置	63
4 交通労働災害防止のためのガイドラインにおける荷役災害防止等	64
5 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置	64
5章 関係法令	67
1節 関係法令を学ぶ前に	68
2節 労働安全衛生法関係	69
3節 労働安全衛生規則関係	80
4節 クレーン等安全規則関係	87

(参考資料)

参考資料1 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

参考資料2 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について

(用語の説明)

法	労働安全衛生法
安衛令	労働安全衛生法施行令
安衛則	労働安全衛生規則
クレーン則	クレーン等安全規則
荷主等	荷主、配送先、元請事業者等
陸運業	陸上貨物運送事業
陸運事業者	陸運業の事業者
陸災防	陸上貨物運送事業労働災害防止協会
荷役ガイドライン	陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号）
教育カリキュラム	「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について」（平成 25 年 6 月 18 日 基安安発 0618 第 1 号、基安労発 0618 第 1 号）
荷役安全設備マニュアル	荷役作業を安全に（荷役作業における墜落防止のための安全設備マニュアル）（厚生労働省パンフレット）

(注) 次の資料は陸災防ホームページの「パンフレット・リーフレット」または「関係法令・通達等」のページからダウンロードできます。

- ・ 荷役ガイドラインのあらまし（リーフレット）
- ・ 荷役安全設備マニュアル（リーフレット）
- ・ 荷役ガイドライン（通達）
- ・ 教育カリキュラム（通達）

1章 荷役作業における労働災害の現状と荷主等の責務

1 節 荷役作業とは

1 荷役運搬作業と荷役作業

運送事業の基本は、貨物自動車や他の輸送機関（貨車、船、航空機等）を使って A という地点から、B という地点へ荷を運搬することです。

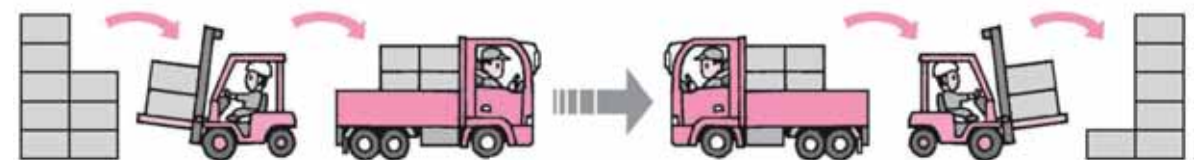
その作業には、荷役作業と運搬作業（荷役運搬作業といいます。）があり、付帯する作業として荷の包装、保管、流通加工等があります。

これらの作業は、近年、機械化、省力化が急速に進んでいますが、なお人の力によらなければならない部分が多いところがあります。

運送事業における各作業の流れは次の図のとおりです。

運搬：荷を A 地点から B 地点に移動すること

荷役：運搬に伴う積み卸し作業や横持ち作業等



荷 役
① はいくずし
② 横持ち
③ 積み付け

運 搬
④ 構 内
⑤ 構 外 (輸送)

荷 役
⑥ 取り卸し
⑦ 横持ち
⑧ はい付け

2 荷役の機械化の歴史

(1) 人力荷役

荷役の歴史は、厳しい環境下で重量物を人力で運ぶという苦役からの解放の歴史でした。

牛馬を使っての運搬も行われましたが、荷の積み込みや積み卸しは人力が主でした。

昭和 40 年代高度成長の中、生産分野での機械化、自動化は進みましたが、物流分野では遅れが目立ち、物流システムの近代化、効率化が急がれていました。



(2) フォークリフトによる荷役作業のはじまり

国産のフォークリフト第1号は、バッテリー式で昭和14年(1939年)に誕生しました。

フォークリフトメーカーは、昭和27年(1952年)ごろには続々と登場し、昭和32年(1957年)ごろまでには現在の主要なフォークリフトメーカーが登場しました。

フォークリフトによる荷役は、徐々に普及をしていきましたが、その普及が進んだのは、パレットの利用によるところが大きかったです。



(3) パレット利用の促進

昭和32年(1957年)ごろには、フォークリフトの国内保有台数も5,000台前後となり、使用するパレットの種類も数百種類となってパレットの標準規格化の機運が生じていました。

昭和45年(1970年)に今日の主流である1100型の規格である「一貫輸送用平パレット JIS・Z0601」が制定され、流通の流れが大きく変わりました。

日本のパレットは長らく自社内だけで使用されていましたが、大きな影響を与えたのが、「パレットプールシステム」の誕生です。

パレットの規格化とパレットのプール制でフォークリフトによる荷役が急速に進みました

3 荷役運搬作業の機械化、システム化

近年の荷役運搬作業は、機械化が急速に進み、フォークリフトや移動式クレーン等が大量に導入され、また大量輸送、高速輸送への対応からユニットロードシステムや複合一貫輸送の普及など輸送形態も著しく変化しています。

(1) ユニットロードシステム

パレット、スキッド、コンテナ等を用いて荷を一定の単位ごとにまとめて荷役・運搬・保管の一連の作業を行うシステムのことをいい、コンテナを使用する方法をコンテナリゼーション、パレットを使用する方法をパレチゼーションといいます。いずれも一貫輸送を行うための基本的な形態です。

(2) 複合一貫輸送

貨物自動車に積載された荷、パレット荷、コンテナ荷等を船舶、貨車、航空機、貨物自動車等の複数の輸送手段を利用してそのまま目的地まで輸送することをいいます。

近年は交通渋滞の解消や地球環境問題への対応から、長距離輸送を比較的二氧化碳排出量の少ない船舶や鉄道を利用する方法に変えるモーダルシフトやクリーン物流の推進が提唱されています。

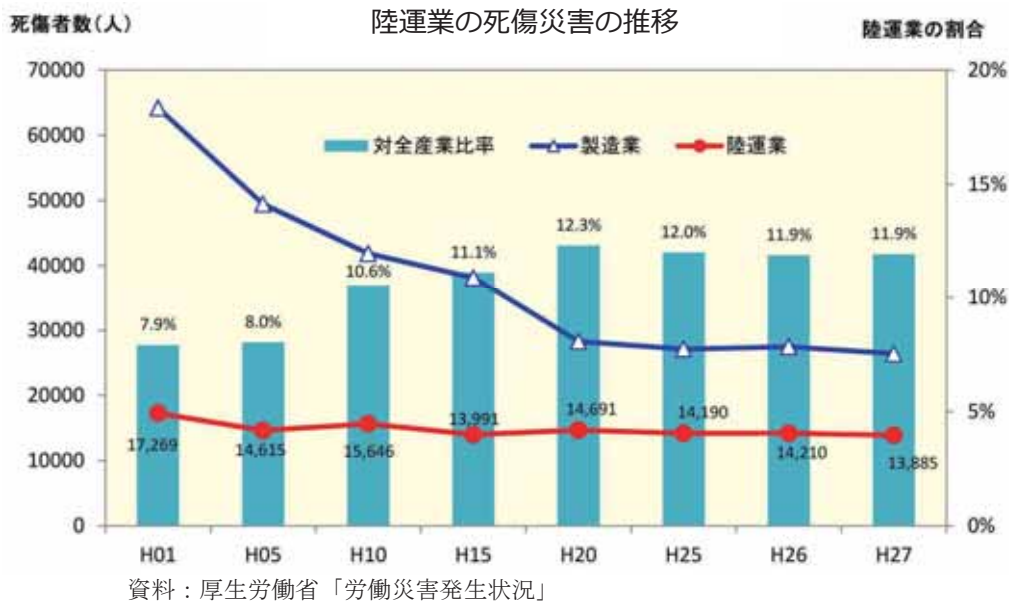
しかし、いまだ人の力によらなければならない荷役運搬作業(かつぎ、かかえ、台車運搬等)も多く残されています。

2 節 荷役作業における労働災害の現状と問題点

1 陸運業における労働災害の現状

(1) 陸運業の死傷災害は減少が図られていない

陸運業の休業4日以上死傷災害は、近年ほとんど減少が図られていません。全産業に占める割合は増加し、近年は12%と高止まりをしています。



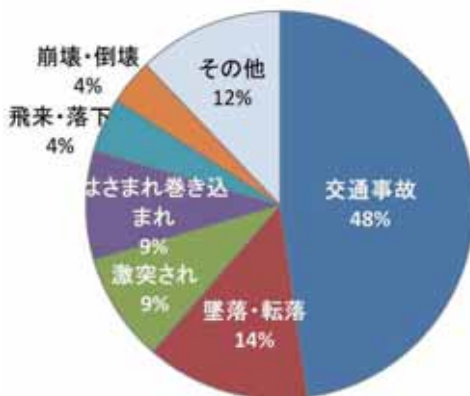
(2) 死亡災害では交通事故が約半数を占めている

平成27年の死亡災害を事故の型別で見ると、交通事故が半数近くを占めていますが、「墜落・転落」、「激突され」など荷役作業に関係する死亡災害も多くを占めるようになってきています。

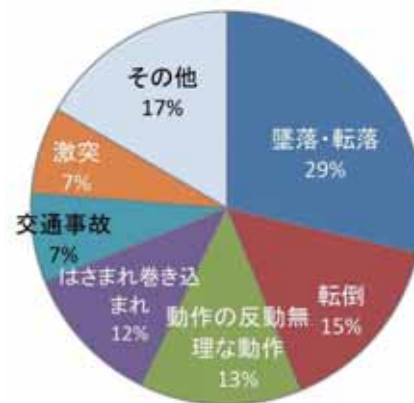
(3) 死傷災害では墜落・転落が最も多い

死傷災害では、荷台等からの「墜落・転落」が最も多く、次いで「転倒」、重量物取扱いでの腰痛などの「動作の反動・無理な動作」といった荷役作業に関係する労働災害が約70%を占めています。

死亡災害の事故の型別割合



死傷災害の事故の型別割合



資料：厚生労働省「平成27年労働災害発生状況」

2 荷役作業における労働災害の特徴

厚生労働省が、平成23年の陸運業の労働者死傷病報告から1,000件を抽出分析した結果は次のとおりでした。

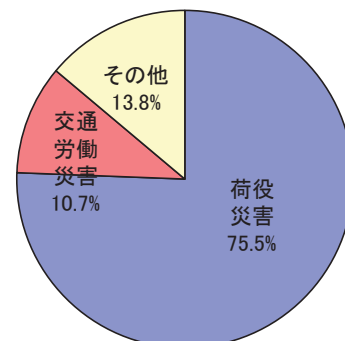
(1) 陸運業の労働災害の75%は荷役災害

荷役災害が7割以上を占めており、荷役災害の防止が陸運業の大きな課題です。

死亡災害で多い交通労働災害は死傷災害では1割程度です。

その他の中には運転席への乗降時の転落や事務所内での転倒等があります。

陸運業の労働災害の内訳



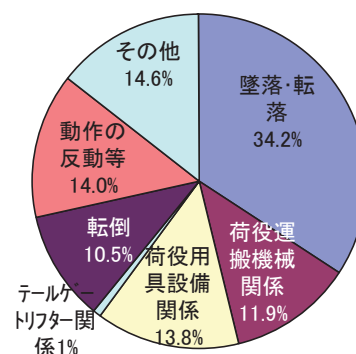
(2) 荷役災害では墜落・転落が最も多い

各事故の型別の割合は右のグラフのとおりです。それぞれの災害の内容は次のとおりです。

- ① 墜落・転落災害は荷台等からのものが80%
- ② 荷役運搬機械関係はフォークリフトが70%
- ③ 荷役用具・設備関係の災害はロールボックスパレットによるものが79%
- ④ 動作の反動・無理な動作による災害の約半数は腰痛

※ 荷役災害の特徴を明らかにするため、いわゆる事故の型別以外に起因物としての項目も含まれています。

荷役災害の事故の型別等の内訳



(3) 荷台等からの墜落・転落災害の詳細な分析

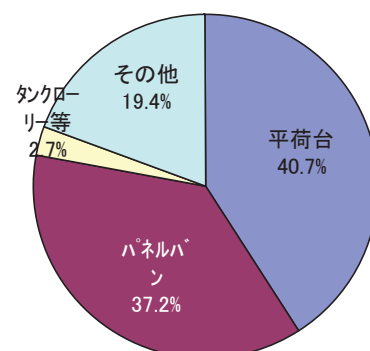
荷台等からの墜落・転落災害258件について、トラックの荷台型式別の内訳は右のグラフのとおりです。

また、平荷台（平ボデートラック）、パネルバンの分析結果は以下の表のとおりです。

ア 平荷台からの墜落・転落災害105件の詳細は次のとおりです。

墜落・転落の分類	件数	割合
シートの掛け外し中	22	20.9%
荷台からの意図的な飛び降りによる負傷	17	16.2%
荷締め荷解き中	11	10.5%
荷の積卸し中	9	8.6%
あおりに乗っての作業中	6	5.7%
その他（不明含む。）	40	38.1%
計	105	100.0%

トラックの荷台型式別の内訳



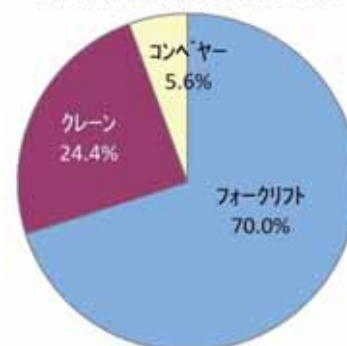
イ パネルバンからの墜落・転落災害の分析

墜落・転落の分類	件数	割合
荷の積卸し中	31	32.3%
荷台からの意図的な飛び降りによる負傷	30	31.3%
パレットに載った荷を引くためのカギ棒が外れた反動によるもの	6	6.2%
スライドドアからの出入り中	6	6.2%
トラックとプラットホームの間等からの墜落・転落	5	5.2%
その他（不明含む。）	18	18.7%
計	96	100.0%

(4) 荷役運搬機械関係災害ではフォークリフト災害が70%

荷役運搬機械関係災害90件の内訳は右のグラフのとおりです。
荷役運搬機械関係ごとの分析では、対象データを増やしていません。

荷役運搬機械関係災害の内訳



ア フォークリフトによる荷役災害の分析

フォークリフト災害の分類	件数	割合
後進してきたフォークリフトに接触された	35	35.0%
前進してきたフォークリフトに接触された	35	35.0%
フォークを人の昇降に使用して転落した（用途外使用）	4	4.0%
乗降中	4	4.0%
その他	22	22.0%
計	100	100.0%

イ クレーンによる荷役災害の分析

クレーン災害の分類	件数	割合
荷等の振れ	13	26.0%
荷の積卸し時の挟まれ	12	24.0%
フック外れ・荷の落下	6	12.0%
その他	19	38.0%
計	50	100.0%

ウ コンベヤーによる荷役災害

コンベヤー災害の分類	件数	割合
コンベヤーを流れる荷の取扱中	19	38.0%
動いているコンベヤーを跨いだもの	9	18.0%
コンベヤーを停止させずに点検・修理中	6	12.0%
その他	16	32.0%
計	50	100.0%

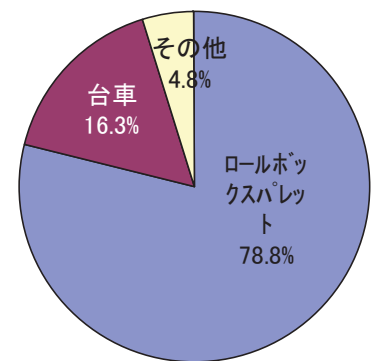
(5) 荷役用具・設備が関係する災害の分析結果

荷役用具・設備が関係する災害104件について分類した結果は、次のグラフのとおりです。
このうち、ロールボックスパレット（カゴ車、カゴ台車）が関係する災害の内訳は表のとおりです。

○ ロールボックスパレット

ロールボックスパレット災害の分類	件数	割合
倒れたロールボックスパレットに巻き込まれたもの	41	50.0%
キャスターに足を轆かれたもの	13	15.8%
ロールボックスパレットを移動していて通路の壁等の間で手を挟んだもの	7	8.1%
その他	21	25.6%
計	82	100.0%

荷役用具・設備関係災害の内訳



(6) 被災者の属性について

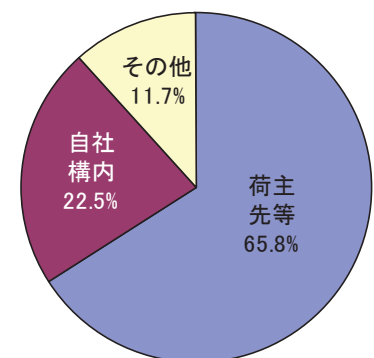
荷役災害755件について被災者の属性を分析すると、貨物自動車の運転者が609人、その他146人であり、被災者の80.7%が貨物自動車の運転者です。(グラフなし)

(7) 被災場所について

荷役災害755件について被災場所を分析すると、被災場所の7割近くが荷主先等です。荷主等の構内での荷役災害防止が求められています。

荷主先等について更に分析すると、荷の積込先の事業場が184件(37.0%)、荷卸先の事業場が313件(63.0%)です。荷卸先での荷役作業時の安全対策が十分でないことも一因と考えられます。

被災場所の分析



3 荷役災害防止の課題

陸運業の荷役災害防止の課題は次のとおりです。

- (1) 陸運業における休業4日以上死傷労働災害は、労働災害全体が減少する中、その占める割合は、平成元年の7.9%から平成27年は11.9%へと上昇。このため、陸運業の労働災害の減少が求められている。
- (2) 陸運業の労働災害のうち、荷役作業時の労働災害は約7割。このため、荷役作業の安全対策について、一層の取組が必要になっている。
- (3) 荷役作業時の労働災害の発生場所は、約7割が荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の事業場。このため、陸運事業者はもとより、荷主等においても、陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保に協力することが求められている。

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(略称「荷役ガイドライン」)はこのような課題に対処するため、厚生労働省が平成25年に策定したもので、陸運事業者の労働者が行う荷役作業における労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主等のそれぞれが実施する事項等を取りまとめたものです。

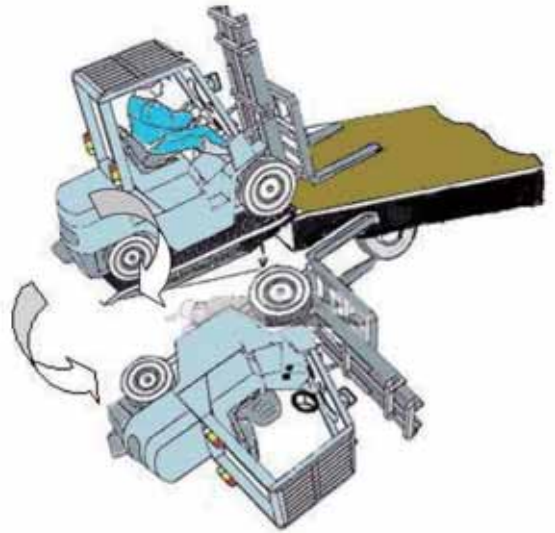
4 荷役災害事例

災害事例1 トラックにフォークリフトを積み込み中、道板が「ずれ」、フォークリフトの車輪が道板より外れ転落

【発生状況】

この災害は大型トラックにフォークリフトを積み込み途中、道板が「ずれ」、道板からフォークリフトの車輪が外れ転落、運転者がフォークリフトの下敷きとなったものである。

- (1) 災害当日被災者は、朝から構内で他のフォークリフト運転者3名とともに、トラックにパレット荷（段ボール箱）を積み込む作業を行っていた。
- (2) そこへ、別の場所での荷役作業依頼を受けたため、移送用のトラックを用意し、それにフォークリフト1台を載せ、別の場所へ向かわせることにした。
- (3) 被災者はフォークリフトをトラックに積み込むための道板を2枚用意し、トラックの荷台後部にそれぞれの道板の片側を架けた。トラック荷台後部には道板を架ける爪の溝があったが2枚の道板には爪がついていなかった。
- (4) 被災者はフォークリフトをトラック荷台に積み込むため、当該2枚の道板の上をフォークリフトを運転しながら前進したところ、フォークリフトが荷台に乗りかかったところで、右側の道板が「ずれ」右前車輪が道板から外れ、フォークリフトは地面に転落した。そのため被災者はフォークリフトの下敷きとなり死亡した。道板は約25度の角度で荷台に架けられていた。



【災害原因】

- (1) フォークリフトをトラックに積み込む際に使用した道板に爪がなかったこと。このため、道板が確実に荷台に取り付けられておらず道板が「ずれ」、車輪が道板から外れたこと。
- (2) 荷台に架けた道板の角度が急傾斜であったこと。
- (3) フォークリフトを移送する際、専用の車両を使用しなかったこと。
- (4) フォークリフト移送の安全作業手順が徹底されていなかったこと。

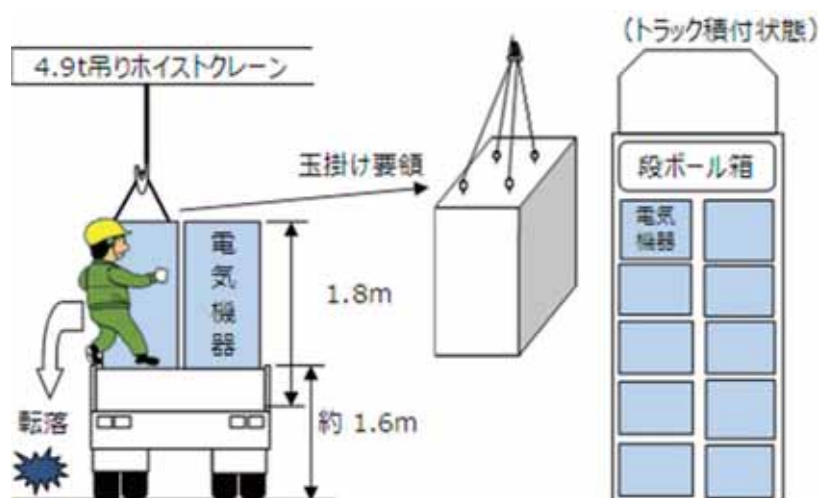
【防止対策】

- (1) フォークリフト等の荷役運搬機械の移送には専用の車両を使用すること。
- (2) トラック等に積載して移送する場合の道板は、外れ止めの爪等を有する物を使用し確実に取付けること。
- (3) 道板の登坂こう配は、フォークリフトの重量、大きさ及び登坂力を勘案し安全な範囲のこう配を決めて使用すること。
- (4) フォークリフト等を移送する場合の作業手順を作成し作業者に徹底すること。

災害事例 2 ホイストクレーンで荷卸し中に荷が振れてトラックから転落

【発生状況】

- (1) 被災者は工場で電気機器（高さ：1.8m、幅：1.1m、奥行き：0.8m、重量：850 kg）10 台と関連部品の段ボール箱を 10t 積みトラックに積み、荷卸し先の設備業者の器材倉庫へ輸送した。
- (2) 荷卸し先での作業は、被災者が車上で玉掛け、設備業者社員が 4.9t 吊りホイストクレーンの操作、玉掛けワイヤーの取り外しを行うということで作業を開始した。
- (3) 被災者はあおりに乗って玉掛けワイヤーを電気機器上面のアイボルトにシャックルで玉掛けをした。
- (4) 被災者の「巻上げ」合図に従い、設備業者社員は「巻上げ」を開始したが、電気機器があおりから上がった途端に荷が振れ、電気機器の荷振れ防止のため手を添えていた被災者はバランスを崩し、飛び降りるように左後方に転落した。転落の際に左手をつき、手首を骨折した。



【災害原因】

- (1) ホイストクレーンを操作した設備業者社員は無資格者であった。
※ 5t 未満のクレーンの操作…特別教育修了が必要
- (2) 被災者は玉掛けの「技能講習」を受けていなかった。
※ つり上げ荷重が 1t 以上のクレーンの玉掛け作業…技能講習修了が必要
- (3) 運送業者と工場での輸送契約は、「車上受け、車上渡し契約」であった。
- (4) 電気機器を車両前方、段ボール箱を後方に積み込んでおけば、段ボール箱を取り卸した後に足場を広くして作業ができた。

【防止対策】

- (1) 資格の必要な作業は、有資格者が行う。
- (2) あおりに乗らず作業ができるように、作業台等を使用する。
- (3) 荷の振れ止めは、ロープ等を使用する。
- (4) 一の荷でその重量が 100 kg 以上のものを貨物自動車へ積み卸すときは、「積卸し作業指揮者教育」を受けた者から作業指揮者を決めてその指揮で作業をする。

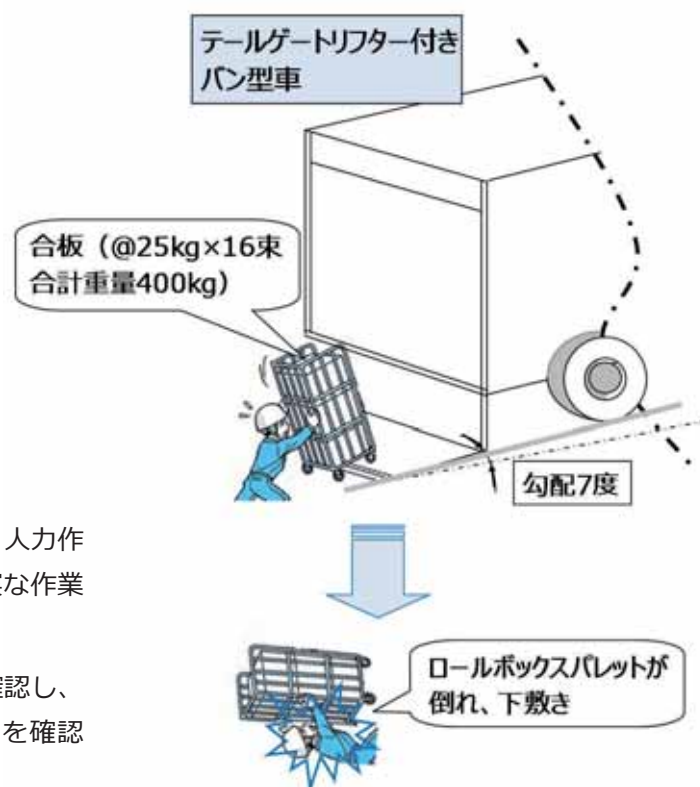
災害事例3 勾配の大きな場所に車を止め、テールゲートリフターを使用してロールボックスパレットを積み込み作業中にロールボックスパレットが倒れ、トラック運転手が下敷きとなった。

【発生状況】

- (1) 営業終了後のホームセンター内にてトラック運転手 A が一人で積み込み作業を行った。
- (2) 運転手 A は、テールゲートリフターを使用し、ロールボックスパレットに積載されていた商品（合板 @25kg×16束 合計重量 400kg）の積み込み作業を行った。
- (3) テールゲートリフター車の停車位置が悪く、路面勾配（約 7 度）の場所で作業を実施したため、商品が傾き、重心が移動し、運転手 A の方へロールボックスパレットが倒れ、下敷きとなった。

【災害原因】

- (1) ロールボックスパレット内の荷が不安定に動く状態であった。
- (2) テールゲートリフター車の駐車場所の路面勾配が 7 度（約 12%）と大きかった。
- (3) 営業が終了していたので運転手の一人作業となり、また事前に作業内容の詳細を知らされていなかった。



【防止対策】

この種類の事故は、毎年 1 件以上発生しており、人力作業といえども非常に危険性の高い作業である。確実な作業指示が望まれる。

- (1) 「安全作業連絡書」等により事前に作業内容を確認し、作業関係者間において荷役作業の安全ポイントを確認すること。
- (2) 一人作業となる場合は、「一人 KY」等を確実に実施すること。
- (3) テールゲートリフター車の停車位置は地面の状態を十分に確認させるなど、必要な安全衛生教育を行うこと。〔参考図書：陸運業で働く人のはじめての安全と健康（陸災防発行）〕
- (4) ロールボックスパレット内の荷の状態については、重心の移動や倒壊が起きない状態にするよう確認すること。

災害事例 4 フレキシブルコンテナを積み込み中、フォークリフトが転倒しフォークリフトの運転者が下敷きとなった。

【災害状況】

- (1) 被災者 A はフォークリフトにより飼料入りのフレキシブルコンテナ（500kg）を 20 袋、10 t 平ボデー車に積み込む作業に従事していた。
- (2) この作業は、倉庫でフォークリフトの爪にフレキシブルコンテナを 1 度に 2 袋をつり上げて、構内を横持ちし貨物自動車に積み込む作業で、トラック運転者 B はフレキシブルコンテナのつりベルトを外すため、車上に待機していた。
- (3) 積み込み作業は順調に進んでいたが、辺りが次第に暗くなってきたこともあり、作業のスピードも徐々に速くなっていた。
- (4) 最後の 2 袋を倉庫から取卸した際、フォークを 3 m の高さに上げたまま、後進で急旋回したところ、バランスをくずしフォークリフトが転倒し、A はその下敷きになり死亡した。



【災害原因】

- (1) フレキシブルコンテナをフォークリフトの爪に 2 袋同時に差して作業したこと。
- (2) 取卸しから走行に移る際、マストを上げたまま後進させたこと。
- (3) 後進したときに急旋回したこと。

【防止対策】

- (1) フォークリフトによるフレキシブルコンテナの作業では、原則としてパレット荷として取り扱う。やむを得ず、つりベルトをフォークに掛ける場合は、専用のアタッチメントを使用するか、2 本のフォークを中央に寄せて取扱い、2 袋を同時につり上げない。
- (2) フレキシブルコンテナの取卸し後は、袋を地面近くまでマストを下げた後から走行する。
- (3) 荷が横振れするので、低速で慎重に走行し、決して急旋回しない。

3節 荷主等に求められる役割と安全衛生管理体制

1 荷主等の責務

荷役ガイドラインのポイント

【陸運事業者の責務等】

ガイドラインを指針として、荷役作業における労働災害防止対策の積極的な推進に努めるものとします。
荷役作業を行う陸運事業者の労働者は、陸運事業者の指示、荷主等の作業場所における遵守事項等を守ることにより、荷役作業における労働災害の防止に努めるものとします。

【荷主等の責務】

ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとします。

(1) 荷主等の責務

ア 基本的な考え方

働く人の安全と健康を確保することは、働くことの最も基本のことであり、事業者として最優先で取り組まなければなりません。

荷主等は、自社の構内で荷役作業を行う陸運業の労働者に対しては、事業者ではありませんので、その安全確保について事業者としての直接的な義務はありません。

しかし、ガイドラインが対象とする荷役災害は、荷主等の構内で発生していますので、構内を管理している荷主等としてはその範囲において一定の責務があるといえます。



イ 荷役ガイドラインの考え方

荷役ガイドラインのポイントで示された通り、荷主等の事業者とその従業員は、ガイドラインを指針として陸運業の労働者の荷役災害防止に協力することが求められています。

ウ 留意する事項

次のことについても留意が必要です。

- ① 労働安全衛生法第30条の2では、製造業の事業者に対し、自社の労働者と構内請負事業者等の労働者の混在作業による労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置等を義務付けています。
- ② 陸運業の労働者が被災する労働災害が発生し、荷主等の設備やその労働者の作業方法などが原因とされると、労働安全衛生法違反や刑法の業務上過失致死傷として処罰の対象になる場合があります。また、不法行為として民事上の損害賠償の責任が発生する場合があります。
- ④ 災害は、被災者とその家族に大きな影響を及ぼします。従業員を始め、関係会社や社会からの信頼や信用を失うということにもなり、その損失は計りしれません。

(2) 荷主等の労働者の責務

- ① 実際に陸運業の労働者と一緒に荷役作業を行う、荷主等の労働者の安全への姿勢も災害防止には大きな影響があります。
- ② 荷役作業を行う荷主等の労働者は、ガイドラインで示された安全な荷役作業を行うよう努めることは当然必要なことです。
- ③ 陸運事業者の労働者と共同で荷役作業を行うときは、特にフォークリフト等の荷役運搬機械による重篤な災害の発生に留意し、混在作業の安全に努めなければなりません。

(3) 労働安全衛生法等による義務

ア 労働災害予防としての法律

- ① 事業者は、労働安全衛生法等によって、労働者に対する災害防止のための措置を講ずる義務を負っています。
- ② 労働災害が発生すると、労働安全衛生法違反や刑法第 211 条（業務上過失致死傷等）として罰せられることがあります。
- ③ 労働安全衛生法は、労働災害防止を目的とした法律であるため、労働災害が発生していない場合でも違反があると処罰の対象となる可能性があります。

イ 措置義務者

- ① 労働安全衛生法で定められている措置義務は、原則として労働者を直接雇用する事業者に課せられています。自社の労働者の荷役作業については当然荷主等も安全の措置義務者です。
- ② 製造業については、安衛法第 30 条の 2 で「元事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。」とされており、直接雇用する労働者以外の者の労働災害防止についても一定の義務が課せられています。
- ③ 派遣労働者は直接の雇用関係にありませんが、労働災害防止に関する事項については、原則として派遣先の事業場が安全衛生管理に関する義務を負うこととなっています。

(4) 不法行為による損害賠償責任

- ① 労働災害が発生した場合の損害賠償は、多くの場合「安全配慮義務違反」としてなされます。この安全配慮義務は、事業者（企業）が労働者に負う「雇用契約上の義務」です。自社の労働者が被災した場合は、安全配慮義務違反として損害賠償の責任が生ずる場合があります。

労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し、又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務（川義事件：最高裁第 3 小法廷判決昭和 59 年 4 月 10 日）

- ② 陸運業の労働者が、荷主等の労働者と共同で荷役作業を行っていて、荷主等の労働者の作業が原因で被災した場合は、荷主等は被災者と雇用関係がありませんので安全配慮義務違反とはなりません。不法行為として損害賠償の対象となる場合があります。

【民法】
（不法行為による損害賠償）

第 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(使用者等の責任)

第 715 条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

③ 損害賠償の事例（不法行為による損害賠償責任）

鋼材荷積み作業補助中に鋼材にはさまれ、親指を切断

【事案の概要】

A 社は、鋼材の運搬を B 運送会社に発注した。B 運送会社は自社の大型トレーラー運転手 C に鋼材の積み込みに A 社に行くように指示した。

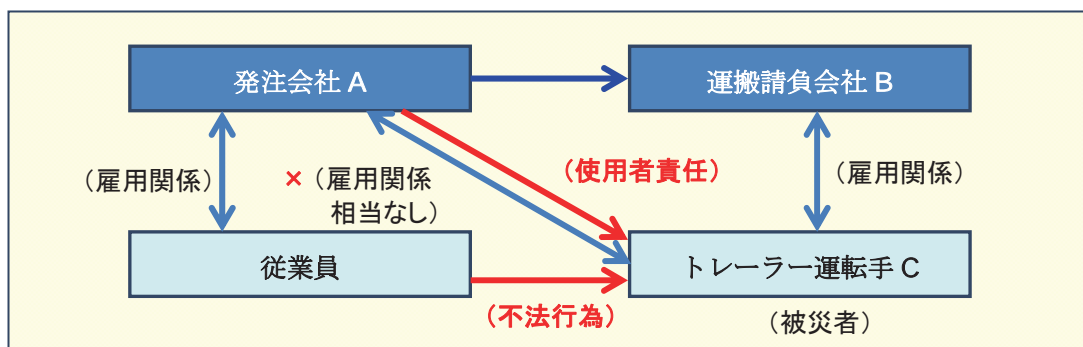
A 社構内では、A 社の従業員が鋼材の積み込みをクレーン等を使用して行っていたが、鋼材積み込み作業の補助を行っていた B 運送会社のトレーラー運転手 C の親指を鋼材ではさんでしまい、親指切断の労働災害となった。

【判例】

被災者からの損害賠償に対し、次の判決があった。

- ① 鋼材の運搬を発注した A 会社（発注先会社）と、鋼材の運搬を請け負った B 会社（注文先会社）の従業員であるトレーラーの運転手（被災者）との間に、雇用関係と同様の法律関係を認めない。
- ② A 会社の安全配慮義務に関する債務不履行責任は否定
- ③ 発注会社 A および同社作業員の注意義務違反を認定して民法 715 条の使用者責任を認定。

（札幌地裁判決昭和 62 年 8 月 27 日）



【損害賠償責任について】

A 社から鋼材の運搬を請け負った B 社のトレーラー運転手 C が、A 社の構内で鋼材の積み込みの補助作業中に、A 社の従業員のクレーンによる積み込み作業に関連し、鋼材に親指をはさまれ負傷したことについて、A 社は、B 社の労働者 C に対する「生命身体の安全保護義務」に違反があったとして不法行為による損害賠償責任が認定された事例です。

使用者として責任を免れるためには、715 条にあるように、使用者はその作業に従事する者の選任や監督において、労働災害が発生しないよう相当の注意をしなければなりません。

2 安全衛生管理体制

(1) 安全衛生の管理者、作業の指揮者の選任等

ア 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、交通労働災害防止担当管理者

選任すべき管理者等	業種及び事業場規模
総括安全管理者	① 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 100人以上 ② 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゆう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゆう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 300人以上 ③ その他の業種 1000人以上
安全管理者	①、②の業種 50人以上
衛生管理者	全業種 50人以上
安全衛生推進者	①②の業種 10人以上 50人未満
衛生推進者	③の業種 10人以上 50人未満

イ はい作業主任者、車両系荷役運搬機械等作業指揮者、積卸し作業指揮者

選任等すべき管理者等	選任条件	法条文
はい作業主任者	高さが2メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははい崩しの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。）	法14条、令6条
車両系荷役運搬機械等作業指揮者	車両系荷役運搬機械等を用いての作業	安衛則第151条の4
積卸し作業指揮者	一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）	安衛則第151条の70

※ 作業指揮者の詳細は3章2節の「3 作業指揮者等に対する教育」(P55)を参照。

(2) 荷役災害防止担当者の指名

荷役ガイドラインのポイント

【陸運事業者の実施事項】

- ① 荷役災害防止担当者を指名し、荷役災害防止対策に取り組ませること。
- ② 指名した担当者に荷役災害防止に必要な教育を実施すること。



【荷主等の実施事項】

- ① 荷役災害防止担当者を指名。陸運事業者の荷役災害防止担当者の災害防止措置に連携した取組実施。
- ② 指名した担当者に荷役災害防止に必要な教育を実施。

陸運事業者の労働者が、荷主等の構内で荷役作業を行っていて被災することを防止する措置、これを適切に実施する体制を構築するため、荷主等も「荷役災害防止担当者」を指名（選任）します。

荷役災害防止担当者は、安全管理者、安全衛生推進者等荷主等の事業場の労働災害防止に関係する者から指名します。

(3) 荷役災害防止担当者の教育

荷主等の荷役災害防止担当者がその職務を適正に行うためには、荷役災害防止に関する十分な知識が必要です。この教育については、前出の厚生労働省の通達『「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について』で次のとおりとされています。

表 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）カリキュラム

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 荷主等に求められる役割と安全衛生管理体制	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止のために実施すべき基本事項 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	1.5
3 荷役作業の安全衛生教育	(1) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要 (2) 陸運事業者の労働者との混在作業における荷役運搬機械の安全な使用	1.0
4 陸運事業者との連絡調整	(1) 荷役作業（配送先での荷卸し作業を含む。）における役割分担の明確化 (2) 荷役作業実施における陸運事業者との連絡調整 (3) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置	0.5
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	0.5
合 計		4.0

(4) 荷役災害防止担当者の職務

荷主等の事業者から指名された荷役災害防止担当者は、陸運業の荷役災害防止担当者が行う労働災害防止対策に連携し、荷主等の事業場における陸運事業者の労働者の荷役災害防止に必要な対策に取り組むこととされています。その主な職務はガイドラインで示された次の事項です。

ア 安全衛生管理体制に関する事項

- ① 荷主等の年間の安全衛生計画等に陸運事業者の労働者の荷役災害防止を盛り込むこと（安全衛生方針、目標設定についても同様）
- ② 荷主等の安全衛生委員会等における陸運事業者の労働者の荷役災害防止についての調査審議
- ③ 反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者との安全衛生協議会の設置及び陸運事業者の労働者の荷役災害防止についての協議

イ 荷主等の事業場における陸運事業者の労働者の荷役災害防止に関する事項

- ① 陸運事業者の労働者の荷主等の事業場における荷役作業の有無の通知などガイドラインの「基本的な対策」に示された荷主等の実施事項の実施
- ② 墜落・転落による災害の特に荷主側設備からの防止対策
- ③ 荷役運搬機械、荷役用具・設備による災害の防止対策

- ④ 荷主等の管理する施設における荷役作業場所の整備等による転倒災害の防止対策
- ⑤ 荷主等の作業者の補助等陸運事業場の労働者の負荷軽減による腰痛等の防止対策

ウ 荷役作業従事者等への安全衛生教育の実施に関する事項

- ① 運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知
- ② 荷主等の労働者で荷役運搬機械を運転する者に対する安全衛生教育の実施

エ 陸運事業者と荷主等との連絡調整に関する事項

- ① 荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担の明確化
- ② 配送先における役割分担の明確化のための配送先との事前調整
- ③ 陸運事業者の労働者の荷役作業がある場合の安全作業連絡書による陸運事業者の荷役災害防止担当者への連絡

(5) 安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

荷役ガイドラインのポイント

【陸運事業者の実施事項】

- ① 荷役災害防止を踏まえ、安全衛生方針の表明、目標の設定を行うこと。
- ② 安全衛生目標を達成するため、次の事項を含む安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善をPDCAサイクルとして継続的に実施すること。
 - ・ 荷役運搬機械、荷役用具・設備等による労働災害防止に関する事項
 - ・ 安全衛生教育の実施に関する事項
 - ・ 荷役災害防止に関する意識の高揚等に関する事項
 - ・ 腰痛予防等の健康管理に関する事項
- ③ 荷役作業についてリスクアセスメントを実施する。

【荷主等の実施事項】

荷主等による安全衛生方針の表明、目標の設定、安全衛生計画の策定に当たっては、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止について盛り込むこと。

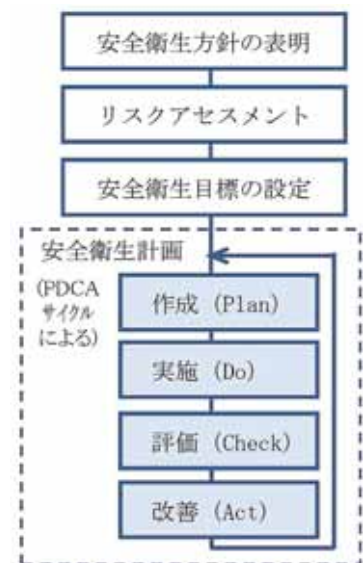
労働災害防止対策を効果的に進めるためには、次の指針で示された「労働安全衛生マネジメントシステム」の仕組みを、事業場の組織全体として取り組む必要があります。

【労働安全衛生規則】

(自主的活動の促進のための指針)

第24条の2 厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う次に掲げる自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

- 一 安全衛生に関する方針の表明
- 二 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 三 安全衛生に関する目標の設定
- 四 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善



(注) 「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成11年労働省告示53号)

荷主等の事業場においては、その基本的な取組事項である、「安全衛生方針の表明」、「リスクアセスメントの実施」、「目標の設定」及び「計画の作成、実施、評価及び改善」に、陸運事業者の労働者の荷役災害防止を図るための取組事項を盛り込むようにします。

具体的には、例えば荷主等の構内において、陸運事業者の労働者がトラック等からの荷の積み卸し等の荷役作業を行っている場合は、陸運事業者と連携してリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく措置については、荷主等の年間安全衛生計画に盛り込み、PDCA サイクルにより確実に実施するという事です。



(6) 安全衛生委員会等における調査審議等

荷役ガイドラインのポイント

【陸運事業者の実施事項】

- ① 安全衛生委員会等において、荷役災害防止について調査審議すること。
- ② 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置し、ガイドライン 4(3)に例示する事項等（安全衛生協議事項）について協議すること。

【荷主等の実施事項】

- ① 陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害防止を調査審議。
- ② 反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と安全衛生協議組織を設置し、ガイドライン 4(4)の事項等を協議。

荷主等は、自社の安全衛生委員会等において、自社構内での陸運業の労働者の荷役災害を防止するための具体的な措置を調査審議します。

ア 安全・衛生委員会等の設置

事業場の業種、規模による法令上の安全委員会、衛生委員会（合わせて安全衛生委員会でも可）の設置は次の表のとおりです。

	業種及び事業場規模	
安全委員会	次の①の業種で 50 人以上 ① 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業	次の②③の業種（①の業種を除く。）で 100 人以上 ② 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 ③ 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業
衛生委員会	50 人以上	

上記の委員会を設置する義務のない事業場においても、安全衛生について関係労働者の意見を聴く機会を設けるため、例えば安全衛生懇談会等の場が求められています（安衛則第 23 条の 2）。

イ 安全衛生委員会等における調査審議事項

安全衛生委員会等における調査審議事項は、労働安全衛生法で下の表のとおり定められていますが、ガイドラインでは安全衛生委員会等において、荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置として、次の事項を調査審議するようにします。

- ・ 陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止

【労働安全衛生法第 17 条、18 条及び労働安全衛生規則第 21 条、22 条で示された調査審議事項】

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- ② 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- ③ 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- ④ リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- ⑤ 安全衛生に関する計画(安全に係る部分に限る。)の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ⑥ 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- ⑦ 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。
- ⑧ 上記に掲げるもののほか、労働者の危険若しくは健康障害の防止又は健康の保持増進に関する重要事項

(7) 安全衛生協議組織の設置

反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者がある場合には、その陸運事業者と安全衛生について話し合う場である安全衛生協議会等を設置し、そこで安全な作業方法の確立等について協議を行うようにします。

協議する内容は、62 ページの「陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置等」で記載しています。



4節 陸運事業者の責務

参考として、陸運事業者の責務について以下に紹介します。

1 陸運事業者の責務等

(1) 陸運事業者の責務等

- ① 働く人の安全と健康を確保することは、事業者として最も基本のことです。
- ② 災害予防のため、労働安全衛生法で規定された安全衛生取組を実施する義務があります。
- ③ 民事上の安全配慮義務として、法令を上回る安全衛生の措置を尽くす必要があります。
- ④ 事業者は、社会的な責任としても労働災害の防止に努める必要があります。

陸運事業者と従業員は以上のことに十分留意し、ガイドラインを指針として荷役災害防止に取り組まなければなりません。

(2) 労働者の責務

- ① 実際に荷役作業を行う労働者の安全への姿勢も災害防止には大きな影響があります。
- ② 自動車運転者が荷主等の構内で荷役作業を行う場合は、事業者からの監視・指揮を直接受けなため、労働者（運転者）自身の安全に果たす役割は大きいといえます。
- ③ 荷役作業を行う陸運事業者の労働者は、陸運事業者の指示、荷主等の作業場所における遵守事項を守ることにより、荷役作業における労働災害の防止に努めなければなりません。

(3) 労働安全衛生法等による事業者の義務

ア 労働災害予防としての法律

- ① 事業者は、労働安全衛生法等により、労働者の災害防止の措置を講ずる義務を負っています。
- ② 予防措置が行われないと、労働安全衛生法違反として罰せられることがあります。

イ 措置義務者

- ① 労働安全衛生法の措置義務は、原則として労働者を直接雇用する事業者に課せられます。
- ② 派遣労働者は直接の雇用関係にありませんが、労働災害防止に関する事項については、原則として派遣先の事業場が安全衛生管理に関する義務を負うこととなっています。

2 安全衛生管理体制

- ① 事業場の業種と規模により法令で定められた、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者などの選任を行います。
- ② 荷役災害防止に必要な「荷役災害防止担当者」の指名、荷役作業に関する「作業指揮者」等の選任、荷役災害防止を確実に進めるための仕組みの構築なども必要です。

(1) 安全衛生の管理者、作業の指揮者の選任等

- ① 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、交通労災防止担当管理者
- ② はい作業主任者、車両系荷役運搬機械等作業指揮者、積卸し作業指揮者

(2) 荷役災害防止担当者の指名

荷役ガイドラインで示された、荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、「荷役災害防止担当者」を安全管理者、安全衛生推進者等事業場の労働災害防止に関係する者から指名（選任）します。

(3) 荷役災害防止担当者の教育

荷役災害防止担当者に、荷役災害防止に関する十分な知識を付与するための教育を行います。

※ 厚生労働省『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』に基づく安全衛生教育の推進について（H25.6.18 基安安発 0618 第 1 号、基安労発 0618 第 1 号）。

(4) 荷役災害防止担当者の職務

荷役災害防止担当者は、ガイドラインで示された次の事項を行います。

- ① 安全衛生管理体制に関する事項
- ② 荷役作業の労働災害防止措置に関する事項
- ③ 荷役作業の安全衛生教育の実施に関する事項

(5) 安全衛生方針の表明、目標の設定並びに計画の作成、実施、評価及び改善

荷役災害防止対策を効果的に進めるための基本である標題の各取組について、荷役ガイドラインで示された荷役災害防止に関することを含めるようにします。

陸運事業者の作成する安全衛生計画には、次の事項を盛り込むものとされています。

- ① 荷役運搬機械、荷役用具・設備等による労働災害防止に関する事項
- ② 安全衛生教育の実施に関する事項
- ③ 荷役災害防止に関する意識の高揚等に関する事項
- ④ 腰痛予防等の健康管理に関する事項

(6) 安全衛生委員会等における調査審議

事業者は、安全衛生委員会等で荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議します。

(7) 安全衛生協議組織の設置

荷主等の事業場での陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保のためには、荷主等と安全な荷役作業について話し合う場を持つことが重要となります。特に、繰り返し荷の運搬を請け負う荷主等や決まって荷の運搬を請け負う荷主等とは必ず安全衛生協議組織を設置し、次の事項等について協議するようにします。

- ① 荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策
- ② 合同での荷役作業場所の安全パトロールの実施
- ③ 合同でのリスクアセスメントの実施
- ④ 荷役作業による身体的負荷を考慮した運行計画の作成と実施
- ⑤ 荷主先における休憩施設等の設置

2章 荷役作業における労働災害防止対策

1 節 基本的な荷役災害防止対策

陸運事業者の荷役作業は、次のように作業条件が複雑多岐にわたっており、荷主等との連携が求められています。

- ① 自社構内を離れた特定の場所において、少人数で作業をすることが多い
- ② 荷主又は荷送人・荷受人等の作業者との共同作業が多い
- ③ フォークリフト等の準備が運送業者か荷主等か、運転が荷主等か運送業者かがある。
- ④ 輸送形態や荷姿の多様化もある。

荷役ガイドラインのポイント（基本的な対策）

【陸運事業者の実施事項】

- ① 運送の都度、荷主等の事業場における荷役作業の有無を事前に確認すること。また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。
- ② 荷主等に確認した荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講ずること。
- ③ 荷役作業場所の作業環境や作業内容にも配慮した服装や保護帽、安全靴等を着用させること。
- ④ 荷役作業場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等の使用に必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ風雨が当たらない荷役作業場所の確保、安全通路の確保等に努めること。また、安全に荷役作業を行える状態を保持すること。
- ⑤ 陸運業の労働者が荷役作業を行う際に、荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合には報告させ、荷主等に対し改善を求めること。

【荷主等の実施事項】

- ① 上記④に関し、荷役作業の有無を陸運事業者に通知すること。事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせないこと。
- ② 荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮し、着時間の弾力的な設定を行うこと。
- ③ 上記④について実施すること。

1 荷役作業の有無等の確認

- (1) 荷主等は、運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において、陸運事業者が荷役作業を行う必要があるか事前に通知するようにします。荷役作業がある場合、陸運事業者は後述の「**安全作業連絡書**」(P65)により、荷の種類や荷役作業の方法などを確認してきますので、必要な事項について通知します。
- (2) 事前に通知しなかった荷役作業を急に行わせることは、事業者が事前の安全な作業方法などの指示を行っていないため、危険な作業となる可能性があります。事前に通知しなかった荷役作業は行わせないようにします。

2 着時間の弾力的な設定

- (1) **改善基準告示によるトラック運転者の長時間労働の改善等**
トラック運転者に関しては、その労働時間等の労働条件の向上等を目的とした「自動車運転者の

労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号、改正平成11年労働省告示第29号。以下「改善基準告示」といいます。)が適用されています。

貨物自動車運送事業においては、長時間労働の実態がみられ、その背景の一つとして、集荷・配達・運転時間等の条件が厳しい場合があることなどが指摘されています。

長時間労働による過労運転・過重労働は、健康状況やトラック運転者の家庭生活に影響があるばかりではなく、交通事故の原因ともなることから、社会的にその改善が求められているところです。

このような状況の下、トラック運転者の過労運転・過重労働を防止し、労働時間等の労働条件を改善するためには、関係事業者のみならず、改善基準告示等の遵守に関する荷主等の方々のご理解、ご協力が不可欠です。

なお、改善基準告示の詳細は、3章1節(P46)で紹介します。

(2) 着時間等の弾力的な設定

改善基準告示では、トラック運転者には始業から終業までの「拘束時間」や勤務と勤務の間の「休息期間」の規制があり、また「連続運転時間」の規制もあります。荷役時間や荷待ち時間が長くなると、その後のトラックの運転で改善基準告示を守ることが難しくなります。

また、交通渋滞などで予定の時間に荷主等の事業場に予定通り到着することが難しくなると、荷主等への到着時間を守ろうとし、無理な運転となり危険が増すこととなります。

このため、荷役ガイドラインでは、「荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮し、着時間の弾力的な設定を行うこと。」として荷主等の配慮を求めています。

3 荷役作業場所等の安全の確保

荷主等は、自らの構内で行われる荷役作業の場所について、次によりその安全の確保を図ります。

- ① 荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保
- ② 床の凹凸や照度の改善。混雑の緩和。荷や資機材の整理整頓
- ③ できるだけ風雨が当たらない荷役作業場所の確保
- ④ 安全な通路の確保
- ⑤ 安全に荷役作業を行える状態の保持

(参考) 基本的な荷役災害防止対策における対策の比較

項目	陸運事業者の実施事項	荷主等の実施事項
荷主等の事業場での荷役作業の有無	荷主等に事前確認 未確認荷役作業を行わせない	陸運事業者に通知 事前通知のない荷役作業を行わせない
荷役作業がある場合	適切な安全衛生対策	—
貨物自動車運転者の着時刻	—	荷役時間、荷待ち時間、運転者の休息期間等に配慮した弾力的な着時刻設定
服装や保護具	荷役作業場所、作業内容に配慮した服装、保護具着用	—
荷役作業場所の環境	安全な荷役作業環境の確保	安全な荷役作業環境の確保
不安全な荷役作業への対応	荷主等の不安全な荷役作業指示の報告と荷主等への改善要請	荷主等の不安全な作業指示に対する改善要請への対応 陸運事業者の不安全作業の改善要請
混在作業への対応	—	作業間の連絡調整

2 節 荷役作業時の墜落・転落災害の防止

陸運業における荷役災害のうち、墜落・転落災害が最も多く 34%を占めています。また、荷台等からの墜落・転落が 80%と大部分を占め、重篤な災害になることも多く、その防止は最も重要です。

荷役ガイドラインのポイント

【陸運事業者の実施事項】

- ① 荷役作業を行う労働者に、ガイドラインで示された「墜落・転落災害防止のための事項」（別表 1）を遵守させること。
- ② 荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。
- ③ 貨物自動車の荷台への昇降設備を用意すること。
- ④ タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全带取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

【荷主等の実施事項】

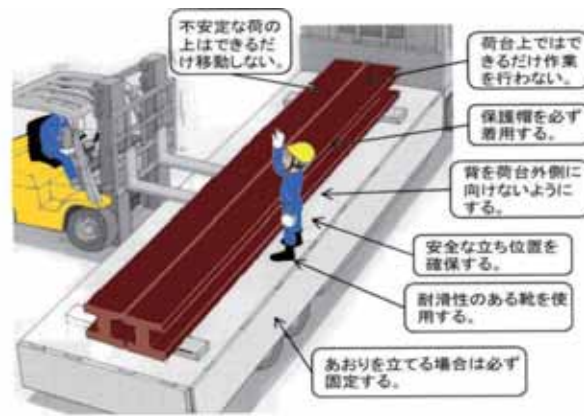
- ① 荷主等が管理する施設において、できるだけプラットホーム、墜落防止柵、安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設・設備を用意すること。
- ② 荷主等が管理する施設において、④の作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全带取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

1 労働者の遵守事項

荷役作業を行う労働者に次の表の事項を遵守させるようにします。陸運事業者の労働者の実施事項ですが、荷主等の荷役作業従事者にも必要なので 2 章ではそれぞれ紹介をします。

別表 1 労働者の遵守事項

- (1) 荷役作業を開始する前に貨物自動車周辺の作業環境（床や地面の凹凸等）、整理整頓の状況等の確認及び不備な場合の改善
- (2) 不安定な荷の上の移動禁止
- (3) 荷締め、ラッピング・ラベル張り等の付帯作業は、荷の上で行わず、出来る限り地上から又は地上での作業とする。
- (4) 安全带を取り付ける設備がある場合は、安全带を使用する。
- (5) 墜落・転落の危険のある場所においては、墜落時保護用の保護帽を着用する。
- (6) 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な位置を確保する。
- (7) 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で荷台外側に背を向けないようにし、後ずさりしない。
- (8) 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（F マーク）を使用する。
- (9) あおりを立てる場合には、必ず固定する。
- (10) 最大積載量が 5t 以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用する。
- (11) 最大積載量が 5t 未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、出来る限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでよい。）を使用する。
- (12) 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、三点確保（手足の 4 点のどれかを動かす時に残り 3 点で確保しておくこと）を実施する。



2 安全設備及び保護具の使用

陸運事業者は、墜落・転落災害の防止を図るため、例えば次のような方法により、できるだけ設備面からの対策を講じるようにします。荷主等はこれらの施設・設備を用意するようにします。

(1) あおりでの作業を避ける

荷台の上で作業を行う場合は、あおりに乗っての作業を避けるため、例えば次のように、「あおりに取り付ける簡易作業床」や「移動式プラットホーム」等を使用するようにします。

【設備例1】 あおりに取り付ける簡易作業床の例（試作品）



（特徴）

- ① 危険な荷の上での作業を回避することが出来る。
- ② 狭いあおりの上での作業を回避することが出来る。
- ③ 合図者が立つ場所を確保することが出来る。
- ④ 手摺り、安全ネット等がないため墜落防止措置としては必ずしも十分でない。
- ⑤ 荷の上での作業には対応していない。
- ⑥ 貨物自動車の架装メーカーと強度検討が必要。

（資料出所：荷役安全設備マニュアル（パンフレット）より。以下設備例4まで同じ。）

【設備例2】 移動式プラットホーム

- ① キャスター付きのリフターを利用した移動式のプラットホームです。
- ② プラットホームの高さはリフターで調整できるため、4t車や10t車の平ボディでも利用可能です。但し、プラットホームの置き場所が必要です。



(2) 昇降設備

貨物自動車の荷台への昇降設備を用意するようにします。

【設備例 3】 貨物自動車の荷台への昇降設備の例

荷台からの飛び降り防止として、移動式の昇降設備を屋内の積卸し場所に常設している例です。



(3) 安全带取付設備

荷台や荷の上など高所での作業については、できるだけ荷主等の施設側に安全带取付設備（親綱、フック等）を設置するようにします。

【設備例 4】 タンクローリーの上部での安全带を使用した作業の例

- ① 屋外作業場の建屋天井部分から下がっているロープを作業員に安全帯に掛けて使用します。
- ② 天井からのロープは、巻取り式で伸縮し、墜落時はストッパーが働き固定されます。
- ③ 建屋天井にはレールが設置され、ロープ部分が移動可能で、作業員の移動が容易です。



(資料出所は上記に同じ)

【設備例 5】 荷台上の荷の上で安全带を使用した作業の例

石膏ボード製造会社の工場にて、陸運事業者が石膏ボードを現場に配送するため、トラック荷台の荷にシート掛けをする作業での墜落防止設備の例です。

作業床の設置はトラックのサイズがばらばらであり困難なことから安全带をつけての作業とし、安全带取り付け設備を建屋側に設置したもの。



(厚生労働省委託事業「荷主等向け荷役災害防止セミナー」テキストより)

3節 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止

荷役災害の起因物等である荷役運搬機械、用具等別に、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項、労働者の実施事項として示します。陸運事業者の取組を参考に、荷主等の実施事項に取り組んで下さい。

<荷役運搬機械関係の災害の特徴>

- ① 荷役運搬機械関係の災害は荷役災害の12%を占めている。
- ② 墜落・転落災害、荷役用具設備関係災害に次いで多い。



1 フォークリフトによる労働災害の防止対策

(1) フォークリフトによる災害

- ① 荷役運搬機械関係の災害の70%は、フォークリフトによるもの。
- ② 重篤な災害になる場合が多く、フォークリフト災害の防止は特に重要。
- ③ フォークリフト災害の約70%は、前進又は後進してきたフォークリフトに接触されたもの。

(2) 荷主等の実施事項

陸運事業者の事項を参考とし、荷主等の事項を実施してください。

別表2 フォークリフトによる労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
ア フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。	ア 陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認すること。
イ 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。	イ 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。
ウ 作業計画を作成すること。	ウ 陸運事業者に対し、作業計画の作成に必要な情報を提供すること。
エ 労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること。	エ 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。
オ フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、別表2-1の事項を遵守させること。	オ 荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示すること。
カ 構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。	カ 荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。
キ 通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。	キ 荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。
ク フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。	

別表 2-1 労働者の遵守事項

- ① フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない。
- ② 荷崩れ防止措置を行う。
- ③ シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時にはシートベルトを着用する。
- ④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実にすること。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしない。
- ⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない。
- ⑥ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じる。
- ⑦ 急停止、急旋回を行わない。
- ⑧ 荷役作業場の制限速度を遵守する。
- ⑨ バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底する。
- ⑩ フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底する。
- ⑪ 構内を通行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さない。

2 クレーン、移動式クレーンによる労働災害の防止対策

(1) クレーン等による災害

- ① 荷役運搬機械関係の災害の24%はクレーン等によるもの
- ② 主に、荷等の振れ、荷の積卸し時の挟まれ、フック外れ・荷の落下があり、60%以上占めている。



(2) 荷主等の実施事項

別表 3 クレーン等による労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
<p>ア クレーン等の運転は、クレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。</p> <p>イ 所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。</p> <p>ウ クレーン等を用いて荷役作業を行う労働者に、定格荷重を超えて使用させないこと。</p> <p>エ 移動式クレーンについては、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を運転者に周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正すること。</p> <p>オ 移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設すること。</p> <p>(注) クレーン等とは「クレーン、移動式クレーン」のことです。</p>	<p>ア 陸運事業者の労働者にクレーン等を貸与する場合は、つり上げ荷重に合った資格を有していることを確認すること。</p> <p>イ 所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。</p> <p>ウ 荷主等の労働者が運転するクレーン等により、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にクレーン等による荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。</p> <p>エ 荷主等が管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正しておくこと。</p> <p>オ 荷主等の管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、転倒防止のための敷鉄板を準備すること。</p>

別表3のアの「クレーン等の運転に必要な資格」

規則項目 種類	資格			
	免許	技能講習	特別教育	関係法令
クレーン	つり上げ荷重5トン以上	—	つり上げ荷重0.5トン以上5トン未満	安衛令20、安衛則36 クレーン則2,21,22
	—	—	つり上げ荷重5トン以上の跨線テルハ	安衛則36 クレーン則21,22
	床上運転式 つり上げ荷重5トン以上	—	つり上げ荷重0.5トン以上5トン未満	安衛令20、安衛則36 クレーン則2,224の2
	床上操作式	—	つり上げ荷重5トン以上	安衛令20、安衛則36 クレーン則2,22
移動式クレーン	つり上げ荷重5トン以上	つり上げ荷重1トン以上5トン未満	つり上げ荷重0.5トン以上1トン未満	安衛令20、安衛則36 安衛則36 クレーン則2,67,68
玉掛け	—	つり上げ荷重1トン以上	つり上げ荷重0.5トン以上1トン未満	安衛令20、安衛則36 クレーン則2,221,222

3 コンベヤーによる労働災害の防止対策

(1) コンベヤーによる災害

- ① 荷役運搬機械関係の災害の6%はコンベヤーによるもの
- ② その主なものには、コンベヤーを流れる荷の取扱中の災害、動いているコンベヤーを跨いだときの災害、コンベヤーを停止させずに点検・修理中の災害がある。



(2) 荷主等の実施事項

別表4 コンベヤーによる労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
ア コンベヤーを使用して荷役作業を行う労働者に対し、別表4-1の事項を遵守させること。 イ 通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場合は、踏切橋等を設けること。 ウ ベルトコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。 エ コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。	ア 荷主等が管理する施設において、通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場所は、踏切橋等を設けること。 イ 荷主等が管理するコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。 ウ 荷主等が管理するコンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。

別表4-1 労働者の遵守事項

- ① コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通ること。(コンベヤーをまたがないこと。)
- ② コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直すこと。
- ③ コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行うこと。

4 ロールボックスパレット、台車等による労働災害の防止対策

(1) ロールボックスパレット (RBP) 等による災害

- ① 荷役災害のうち荷役用具・設備関係の災害は 14%を占めている。
- ② その 80%近くはロールボックスパレット（カゴ車、カゴ台車とも呼ばれます。）によるもの。
- ③ RBP はその特殊性のため、テールゲートリフターによる積卸し作業にともなう労働災害が多い。

<RBP の災害事例>

- トラック荷台からロールボックスパレットを人力で取卸し中に、わずかな段差に車輪が引っ掛かり、横転して作業者が下敷きになった。
- ロールボックスパレットを移動中に、キャスターに足をひかれたり、手をはさまれた。

(2) 荷主等の実施事項

別表 5 ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
<p>ア ロールボックスパレット、台車等（以下「ロールボックスパレット等」という。）を使用して人力で荷役作業を行う労働者に対し、表 5-1 の事項を遵守させること。</p> <p>イ ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。</p> <p>ウ ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。</p>	<p>ア 荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。</p> <p>イ 荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。</p>

別表 5-1 労働者の遵守事項

- ① ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着すること。
- ② ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かすこと。
- ③ トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。
- ④ ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認すること。
- ⑤ 見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかけること。
- ⑥ 停止するときやカーブを曲がる場合は、2 m程前から減速すること。
- ⑦ 重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押すこと。
- ⑧ 荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。

<ロールボックスパレットの安全な取扱い>



移動は前方に押す



押せる位置まで引き出し、その後押しながら移動



前方注意
(段差・障害物)



・長距離を移動しての停止
・カーブを曲がる時は2m手前で減速

<テールゲートリフターの安全な作業>

ロールボックスパレットはテールゲートリフターで積卸しされることが多く、その操作等に関わった災害も多いことから、次のことに留意して作業を行きましょう。

■ テールゲートリフター作業のポイント

- ① 車を水平な場所に駐車して作業を行います。
- ② 最初の荷を昇降板に乗せると荷台が傾斜するので軽い荷から始めます。
- ③ 昇降板で荷を昇降させるときは、昇降板のストッパーを使用します。
- ④ 作業者が昇降板に乗っての昇降は行わないようにします。
- ⑤ ロールボックスパレット入りの荷を昇降させるときは、パレットのキャスターストッパーをかけます。



(参考)

ロールボックスパレットの安全な使用は次のリーフレットを参考として下さい。

→ ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル
～安全に作業するための8つのルール～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098500.html>



4節 転倒による労働災害の防止

1 安全な作業の確保

転倒災害は、荷役災害の約 10%を占めており、重点的な労働災害防止対策が必要です。次の表の荷主等の事項を実施するようにします。

別表 6 転倒による労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
<p>ア 荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまづきの原因をできるだけなくすこと。</p> <p>イ 荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。</p> <p>ウ 持った荷で両手を塞がれると僅かなつまづきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用させること。</p> <p>エ 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。</p>	<p>ア 荷主等が管理する施設において、荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまづきの原因をできるだけなくすこと。</p> <p>イ 荷主等が管理する施設において、荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。</p> <p>ウ 台車等を用意すること。</p>


別表 6-1 労働者の遵守事項

- ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理整頓してから作業を行うこと。
- ② 後ずさりでの作業はできる限りしないこと。

2 転倒しないための靴の選び方

<転倒しないための靴選びのポイント>

サイズ	小さすぎても大きすぎても踏ん張りがかかずバランスを崩しやすくなります。
屈曲性	屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。
重量	重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。
重量バランス（前後）	つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。
つま先部の高さ	つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。
靴底と床の耐滑性のバランス	作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。



※ 厚生労働省「STOP!転倒災害プロジェクト」(パンフレット) より

5節 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止

動作の反動、無理な動作による災害は、平成23年陸運業の死傷病報告分析によると、荷役災害の14%を占めており、墜落・転落災害について多いものとなっています。その約半数は「腰痛」です。

ここでは、「腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日基発0618第1号)の概要について説明するとともに、荷役ガイドラインが求める、動作の反動、無理な動作による災害の防止対策について説明をします。



1 腰痛予防対策指針

高齢者介護などの社会福祉施設での腰痛発生件数が近年大幅に増加していることなどを踏まえ、「職場における腰痛予防指針」が改訂されました。腰痛予防対策指針は、一般的な腰痛の予防対策を示すとともに、腰痛の発生の多い次の5つの作業について腰痛予防対策を示しています。

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 重量物取扱い作業 | ④ 福祉・医療分野における介護・看護作業 |
| ② 立ち作業 | ⑤ 車両運転等の作業 |
| ③ 座り作業 | |

以下に、陸運業の腰痛予防対策を中心にその概要を紹介します。

(1) 一般的な腰痛予防対策

ア 腰痛の発生要因

- ① 腰部に動的あるいは静的に過度の負担を加える動作要因
- ② 腰部への振動、温度、転倒の原因となる床・階段の状態等の環境要因
- ③ 年齢、性、体格、筋力、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症等の既往歴又は基礎疾患の有無等の個人的要因
- ④ 職場の対人ストレス等に代表される心理・社会的要因

イ 職場における腰痛の効果的な予防

腰痛の発生要因は多元的で、作業態様や労働者等の状況と密接に関連し変化します。

「①労働衛生管理体制の整備」、多種多様な発生要因によるリスクに応じて、「②作業管理」、「③作業環境管理」、「④健康管理」及び「⑤労働衛生教育」に取り組むことが必要です。

このために、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入するとともに、腰痛予防の基本的な対策を進めましょう。

ウ 作業管理

- ① 腰部に負担のかかる重量物を取り扱う作業等では、作業の全部又は一部を自動化するか、台車等による省力化を行うようにすること。
- ② 不自然な姿勢等にならない作業姿勢、動作とすること。
- ③ 腰部に負担のかかる作業では複数作業など適切な作業の実施体制とすること。
- ④ 腰痛発生要因の除去又は低減が図られるよう作業標準を策定等すること。
- ⑤ 負担の大きい作業を継続しないよう適切な休憩・作業量、作業の組み合わせ等とすること。
- ⑥ 腰部への負担を増大させないよう適切な靴、服装とすること。

工 作業環境管理

作業場所の温度、照明、作業床面、作業空間、設備・荷の配置、振動等に配慮する。

オ 健康管理

- ① 定期的に腰痛に関する健康診断を実施し、その結果に基づく事後措置を適正に行う。
- ② 重量物取扱い作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者には腰痛予防体操を実施させる。

カ 労働衛生教育等

- ① 重量物取扱い作業、車両運転作業等に従事する労働者については、当該作業に配置する際及びその後必要に応じ、腰痛予防のための労働衛生教育等を実施する。
- ② 職場で腰痛に関して精神的ストレスが蓄積しないよう、上司、同僚の支援等の組織的対策を整える。

キ リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステム

- ① 作業の種類ごとあるいは作業場所ごとに腰痛に関するリスクアセスメントを実施する。
- ② 腰痛予防は総合的、継続的に推進する必要がある。事業実施の管理と一体となって行われる必要があることから、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することも重要。

(2) 作業態様別の対策

5つの作業態様別の対策のうち、次の2つの作業の腰痛予防対策のポイントを紹介します。詳細は「職場における腰痛予防指針」をご覧ください。

ア 重量物取扱い作業

- ① 自動化、省力化
- ② 人力による重量物の取扱い
- ③ 荷姿の改善、重量の明示等
- ④ 作業姿勢、動作
- ⑤ 取扱い時間
- ⑥ その他



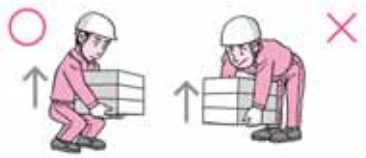
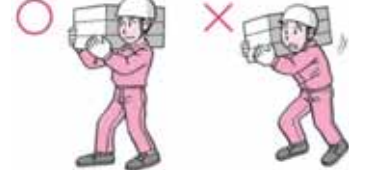

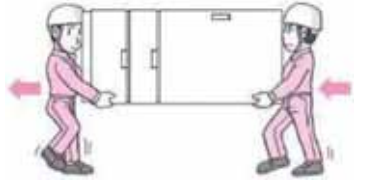



イ 車両運転等の作業

フォークリフトの操作・運転作業等によって粗大な振動にばく露し、又は貨物自動車の運転作業等によって長時間の姿勢拘束下で振動にばく露すると、腰部に過度の負担がかかり腰痛が発生しやすくなります。そのため、次の対策が必要です。

- ① 「作業姿勢・動作」「振動ばく露及びばく露時間」「座席及び操作装置等の配置」「荷物の積み卸し作業」「作業場の環境」「組織体制」「心理・社会的要因」等の様々な腰痛の要因を的確に把握します。
- ② 腰痛のリスクを評価し、そのリスクの回避・低減措置として、例えば運転座席の改善等、車両運転等の時間管理、荷物の積み卸し作業、構内作業場の環境の改善などを行います。

2 人力作業による重量物の取扱い

腰痛予防対策指針に関連し、重量物の安全な取扱方法を作業別に示します。

<p>(1) 重量物を持ち上げるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 両足を前後に開いて重量物の重心に身体をできるだけ密着させて持つ。 ② 膝を曲げて足に仕事をさせる気持ちで待ち上げる。 ③ 呼吸を合わせて、(腹に力をためて) 膝を伸ばす。 ④ 背を真っ直ぐにして腰をあげる。 	
<p>(2) 重量物をかつぐとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 上体をかがめず、背を真っ直ぐにする。 ② 腰を落とし、膝のバネを使って歩く。 ③ 荷物の重心と腰の軸足が同一線上を保つようにする。 	
<p>(3) しゃがんで荷物を横に移すとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 腰から上をひねらない。 ② 下半身ごと回して、下肢を十分使って膝のバネを生かす。 	
<p>(4) 重量物を運ぶとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 重量物に身体をよく密着させ、腰より上の位置で持つ。 ② 55kgを超える重量物は原則として2人以上で取り扱う。 ③ 人力で運搬する場合の限度は、満18歳以上の男性は体重の約40%以下、女性は男性の約60%位の重量を目安として取り扱う。それを超える重量物は2人以上で取り扱い、荷の重量物が均等にかかるようにする。 	
<p>(5) 高い場所の荷物を持つとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 棚、はい等、荷物を載せる場所の真下に身体を近づける。 ② 無理に身体を伸びきらせないよう、十分に余裕をもつ。 ③ 荷物はできるだけ肩より上に持ち上げず、安全な台を使用する。 ④ 足で棚やはいに正対しないで身体の重心のバランスを保てる範囲で前後に開く。特に膝をのぼしきっていると、急に力が加わったとき衝撃を緩和することができず、腰をいためやすい。 	
<p>(6) 重量物を押すとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 荷物に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させる。 ② 前方に開いた足に体重をかけて押す。 ③ 重い物ほど、足の開きを大きくし、腰を落とす。 	
<p>(7) 重量物を引くとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 両足を揃えたままで引っ張らないこと。 ② 片手で引っ張ると思わぬ方向に振られたり、重心が片寄って腰をひねることがある。 ③ 引くより押したほうが腰部に対する負担は少ない。 	

3 機械化、省力化による負担の軽減

<重量物取扱い作業等の腰部に著しい負担のかかる作業>

- ① 未熟練労働者、女性・高齢者等を考慮し、作業の全部又は一部の自動化を推進することが望ましい。
- ② 自動化が困難な部分は、運搬物の軽量化、一部機械化（負担を減らす台車等の適切な補助機器や道具を導入する）など、省力化が必要。



4 荷役ガイドラインによる腰痛等の防止対策

「動作の反動・無理な動作」による災害は、荷役災害の約 14%と多くを占めています。その約半数は重量物の取り扱いなどによる腰痛です。

次の表の荷主等の事項を実施するようにします。

別表 7 腰痛等の防止対策

陸運事業者	荷主等
<p>ア 職場における腰痛予防対策指針で示された各対策を実施する。</p> <p>イ 人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善する。</p> <p>ウ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮する。</p>	<p>ア 荷主等が管理する施設において人力荷役をする場合は、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善する。</p> <p>イ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮する。</p> <p>ウ 陸運事業者の労働者が重量の重い荷を扱う場合は、荷主等の労働者に作業を補助させる。</p> <p>エ 台車等を用意する。</p>

別表 7-1 労働者の遵守事項

- ① 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後は、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばす。
- ② 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない。
- ③ 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押す。
- ④ 重量の重い荷は、2人以上で扱う。
- ⑤ できるだけ台車等を使用する。

6節 その他荷役関係災害防止に必要な事項

1 ロープ・シート着脱作業の安全対策

荷役作業を行う労働者には以下のことを遵守させます。

(1) ロープ掛け、ロープ解き

ア 一般的留意事項

- ① できるだけ荷台上ではなく、地上からの作業とする。
- ② 荷台上の作業となる場合は、作業床の設置を検討するとともに 足場や脚立等を使用する。
- ③ 荷の上での作業について、安全带取付設備がある場合は、必ず安全带を使用する。
- ④ 荷台上への昇降は安全な昇降設備を使用し、飛び乗り、飛び降りはしない。
- ⑤ 荷台上での作業は、墜落時保護用の保護帽を着用する。
- ⑥ すべりやすい履物は善用しない。
- ⑦ くずれやすい荷については、荷崩れ防止の措置をしながら積卸しをする。
- ⑧ 荷の端で背中を荷台の外側に向けて作業しない。
- ⑨ 荷の中抜きをしない。

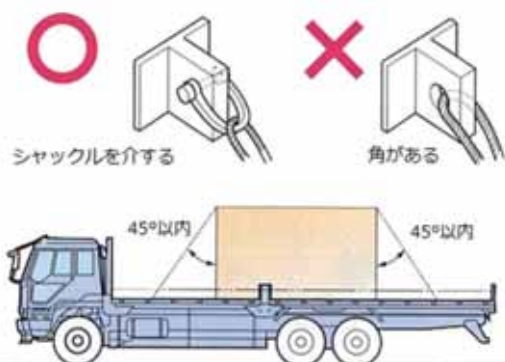
イ ロープ掛け作業

<繊維ロープを使用する場合>







- ① 使用前にロープを点検する。
- ② ロープは乾いたものを使用する。
- ③ 2人作業のときは、相互に確認しながら、呼吸を合わせて行う。
- ④ ロープを締めるときは、足は斜め前後に開く。(積荷の上では体を低くし荷台の中央より前の部分に位置する。)
- ⑤ 荷の角にロープが当たるところには当て物をする。
- ⑥ ロープの掛け方は、両側の相対するロープフックを直線で結ぶようにする。

<ワイヤロープを使用する場合>

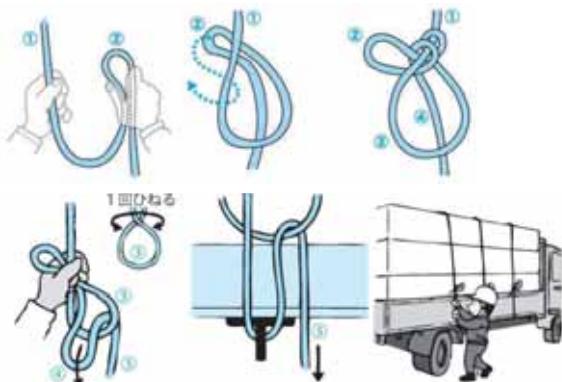
- ① 積荷にロープや荷締器を直接当てないように確実に当て物をする。
- ② 荷締器を使用して、荷の上でワイヤロープを締める場合は、背中を外側に向けないよう留意する。
- ③ 積荷とあおりの間にすき間がある場合は、角材などですき間をうめて固縛する。
- ④ 積荷とワイヤロープとの張り角度は45度以内とする。



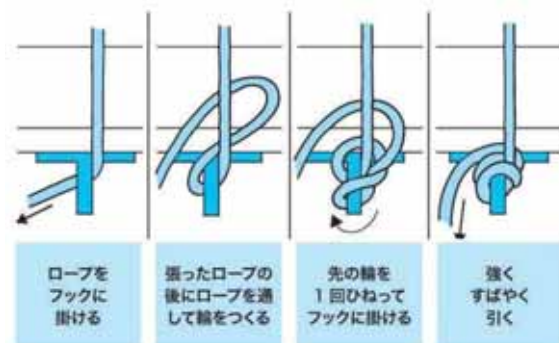
<1人でロープ掛けをする場合> (例)

作業の手順		急 所	理由
手順の図解			
	位置につく (図の位置)	荷台の前よりで	運転台に近いところからが、掛けやすい
	ロープをほどく	○調べながら ○左腕にかけて	弱った所があると作業中切断する
	ロープの端を反対側に投げる		
	ロープ端の輪をロープフックに掛ける	調節しながら(すり上げたり、引いたり)	手をはなして、反対側で引っ張ったときに外れて、転倒しないため
	反対側に廻りロープを掛け、しめる	○最初少し張ってみて ○重心を低くして	最初から力を入れて引張ると、ロープが外れていたとき転倒する
	ロープをとめる	必要なら2回	1人で作業するため手を放すことが多い。そのときロープがゆるむ
	ロープを反対側に投げる		
	繰り返す		
	後部積荷にロープを掛ける	十文字に	後部中程の荷物は運行中、抜けて転落しやすい
	最後のロープとめをし、残りを整理する	○張ったロープにおすびつけて ○積荷の間、荷台の中に	○ロープがゆるみやすい ○ロープが車外に出るとロープがゆるんだり他の車通行人に危害を及ぼす

ロープのとめ方 (その1)



ロープのとめ方 (その2)



ウ ロープ解き作業

- ① ロープ解き作業は平坦な場所で行い、エンジンを止めて駐車ブレーキを掛け、必要に応じて輪止めをするなど逸走防止の措置をする。
- ② ロープを解くことで、積荷が落下する危険がないことを確認してから作業にかかる。
- ③ ロープ解き作業は、つとめて床面に位置し、積荷の上に上らないように留意する。
- ④ ロープ解き作業を行う場合、あて物の落下による危険を防止する措置をする。



(2) シート掛け、シート外し




ア シート掛け作業

- ① 積荷に掛けたロープと積荷の状態に異常がないかを確認する。
- ② 鳥居部分に被せるシートの長さを考慮しながら、運転席寄りにたたんだシートの中心を積荷の中心線に合わせて置く。
- ③ 折りたたんであるシートを荷台の中心線に合わせて、後方まで広げていく。
- ④ 足もとに注意し、荷台の側面を向き、片膝をついて、体の前方に向かってシートを車両の側面に広げる。
- ⑤ シートのすそを留めるときは、ゴム紐に傷みがないか確認しながら、ゴム紐をロープフックに掛ける。
- ⑥ 鳥居と後部あおり板側は、シートを折り曲げるようにしてゴム紐ロープフックに掛ける。なお積荷の上に上がる場合は、脚立や昇降台など安全に昇降するための設備を使用する。

イ シート外し作業

- ① 積荷の安全を確かめる。
- ② ゴム紐を解き、呼吸を合わせて、シートを引き下ろす。
- ③ シートを広げやすいようにたたむ。
- ④ 運転台の屋上にシートを載せるときは、いったんシートを荷台に載せ、次いで運転台の屋上に載せる。重いシートは2人で作業を行う。

作業の手順		急所	理由
手順の図解			
	積荷の確認	積荷に掛けたロープと積荷の状態に異常がないか	
	たたんだシートを積荷の上に置く（積荷の上に上がる際は脚立や昇降台を使用）	鳥居部分に被せるシートの長さを考慮して、運転席寄りにシートの中心を積荷の中心線に合わせて置く	シートを広げた後、位置直しをすることのないように 墜落・転落防止
	折りたたんであるシートを荷台の中心に合わせて、後方まで広げていく	荷台の後方に向かってシートを押し広げる	後ろ向きに引っ張ると荷台から転倒する危険がある 墜落・転落防止のため

	シートを車両の側面に広げる (荷台から降りる際は、脚立や昇降台を使用)	足元に注意し、荷台の側面を向き片膝をついて、体の前方に向かってシートを広げる	墜落・転落防止のため
	シートすそのゴム紐を車両側面のロープフックに掛ける	ゴム紐に痛みがないか確認する	走行中にゴム紐が切れてシートがはがれないように
	鳥居側と後部あおり板側は、シートを折り曲げるようにしてゴム紐をロープフックに掛ける	同上	同上

2 荷崩れ防止対策

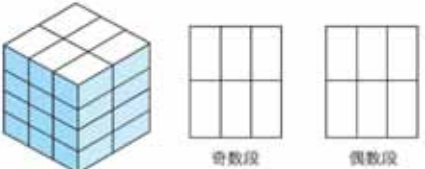
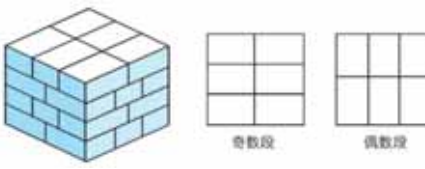

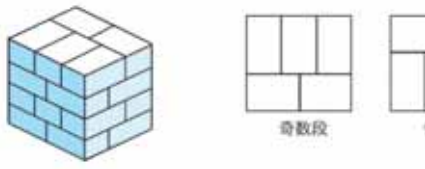
荷役作業を行う労働者には以下のことを遵守させます。

(1) パレットへの積み付け等

- ① パレットに荷を積載するときは、荷くずれしないよう、荷の種類に応じた適切な積み方をする。
- ② 段ボール箱は運搬中に荷くずれを起こしやすいので、必要に応じ荷くずれ防止の措置を講じる。
- ③ 段ボール箱のはい付けは下段の段ボール箱に過大な荷重がかからないようにする。






ア パレットへの積み付け方法

パレットに荷を積み付ける際の配列方式には、通常次の4種類があります。

<p>① ブロック積み</p> <p>荷を各段ともすべて同一方向に並べて積み付ける方法で、棒積みまたは列積みともいいます。非常に荷割れしやすいので、やむを得ずブロック積みにする場合は荷くずれ防止が必要です。</p>	
<p>② 交互積み</p> <p>荷を段ごとに90度方向を変えて積み付ける方法で、荷割れしにくく、積み付けも容易です。</p>	
<p>③ ピンホイール積み</p> <p>荷を縦横に組み合わせ中央に空間を作り風車形に配列し、各段を交互に方向を変えて積み付ける方法で、必ず正方形になります。また通気性に優れ乾燥しやすいので、この方法の応用例もよく採用されています。</p>	
<p>④ レンガ積み</p> <p>荷を縦横に組み合わせて配列し、段ごとに180度方向を変えて積み付ける方法で、箱間に空間ができやすく、また荷姿が長方形になるので正方形のパレットには不向きです。</p>	

イ 荷崩れ防止対策

平パレットの荷は、荷くずれ防止対策がきわめて重要で、次のような方法がとられています。

<p>① シュリンク方式</p> <p>収縮性プラスチックフィルムでパレット荷全体を覆い、これを加熱してフィルムとパレットを一体化させたものです。防じん、防水効果にすぐれ、雨天荷役、野積みが可能です。反面通気性がなくなります。</p>	
<p>② ストレッチ方式</p> <p>フィルムをパレットに包装機で巻き付けて固縛する方式ですが、フィルムを使用するため通気性に欠け、青果物のように通気性の必要なものに対しては、ネット状の樹脂をフィルム代わりに用いることもあります。</p>	
<p>③ 水平バンド方式</p> <p>バンドを掛けた部分のずれはあまり生じませんが、掛けていない段の荷くずれが起きやすく復元性に欠けます。</p>	
<p>④ 垂直バンド方式</p> <p>垂直振動による跳ね上がりは抑えますが、水平方向の衝撃には弱く、バンドの数が少ないと間から飛び出したりします。</p>	
<p>⑤ 角当て水平バンド方式</p> <p>垂直振動に効果がありますが、箱数が多いと間から飛び出し、水平方向の抵抗性はあるものの衝撃に対する復元性に欠けます。</p> <p>この他、上下の段ボール箱を糊付けする方式やネット掛けを行うもの、ベニヤ板にバンドを取り付けたものを使用するなど、種々のものが考案されています。</p>	

ウ 段ボール箱のはい付け方法

段ボール箱は荷の内用品（缶やビンなど）の圧縮強度によって支えているものもありますが、箱自体の強度によって上部の荷を支えているものもあります。

段ボール箱は含水、経年などによる強度低下が著しく、段ボール箱のパレット荷の上に直接他のパレット荷を積み上げると、はいくずれの原因になりますので、ポータブルラックを使用するなどして、下段の荷に過大な荷重がかからないようにすることが大切です。

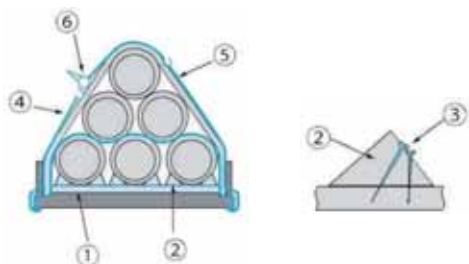


(2) 貨物自動車への積載

次の事項に留意しなければなりません。

- ① 荷の直径、重さなどに適した枕木を用いる。

- ② 荷を載せる溝のない枕木は、歯止めを用いて荷の移動を防ぐ。
- ③ 2 段以上積載するときは、原則として目落とし積みとする。
- ④ 背積みの場合は、段と段の間に枕木を入れる。この場合、上下の枕木の位置をそろえる。
- ⑤ ゴム帯などの当て物を施し、荷締機を用いてワイヤロープで確実に固縛する。



- | | |
|-------------------|----------|
| ① 枕木 | ④ コム帯 |
| ② 歯止め（三角材） | ⑤ ワイヤロープ |
| ③ 歯止めに枕木に固定するための釘 | ⑥ 荷締器 |

3 貨物自動車等の逸走防止対策

- ア 停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。
- イ 万一、貨物自動車動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。

【車から離れる時の措置】

- ① エンジンを止めキーを抜き取る。
- ② 駐車ブレーキをかけ、施錠装置など盗難防止装置があるときはその操作を作動させる。
- ③ 坂道では輪止めをする。
- ④ チェンジレバーを入れるときは平地や下り坂では「バック」上り坂では「ロー」に入れる。
- ⑤ 窓を閉め、ドアをロックする。

4 荷役ガイドラインによるその他の労働災害の防止対策

次の表の荷主等の事項を実施するようにします。また、荷役作業を行う労働者には表 8-1 の事項を遵守させます。

別表 8 その他の労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
ア 崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。	ア 荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。

別表 8-1 労働者の遵守事項

- ① ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行う。
- ② 荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行う。
- ③ あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行う。
- ④ 鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止する。
- ⑤ 停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしない。

3章 荷役作業の安全衛生教育

1 節 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要

ガイドラインでは「荷役作業の安全衛生教育の実施」として、荷主等の実施事項が次のように示されています。

(1) 運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知

貨物自動車運転者については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）により、拘束時間、運転時間の上限等が定められている。

したがって、運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させること。

1 トラック運転者の長時間労働の改善

トラック運転者は、長時間労働の実態が認められ、過労死、交通事故等様々な問題の要因ともなっています。このため、次のようなことが陸運事業者、荷主等に求められています。

- ① トラック運転者に関しては、その労働時間等の労働条件の向上等を目的とした「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号、改正平成11年労働省告示第29号。以下「改善基準告示」といいます。）が適用され、貨物自動車運送業の事業者はこの基準を遵守することが求められています。
- ② 貨物自動車運送事業の長時間労働の背景の一つとして、集荷・配達・運転時間等の条件が厳しい場合があることなどが指摘されており、これらの改善が求められています。
- ③ 長時間労働による過労運転・過重労働は、健康状況やトラック運転者の家庭生活に影響があるばかりではなく、交通事故の原因ともなることから、社会的にその改善が求められています。
- ④ トラック運転者の過労運転・過重労働を防止し、労働時間等の労働条件を改善するためには、関係事業者はもとより、改善基準告示等の遵守に関する荷主等の方々のご理解、ご協力が求められています。

2 改善基準告示のポイント

改善基準告示は、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を定めたものです。

トラック、タクシー、バスの運転者ごとに改善基準が定められています。

ここでは、トラック運転者の改善基準について説明します。その内容は、拘束時間、休憩期間、運転時間等についての基準から構成されています。

その基準の概要は次の表のとおりです。



【改善基準】

項目	基準
拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 か月 293 時間 (労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可) ・ 1日 原則 13時間 最大 16時間(15時間超えは1週2回以内)
休息期間 (勤務と次の勤務の間の時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続 8時間以上 ・ 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。
拘束時間・休息期間の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分割休息期間、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船の場合には、特例がある。
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2日平均で1日当たり9時間 ・ 2週平均で1週間当たり44時間
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4時間以内 (運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)

改善基準の詳細は次のポイント1からポイント5のとおりです。

<ポイント1> 拘束時間・休息期間

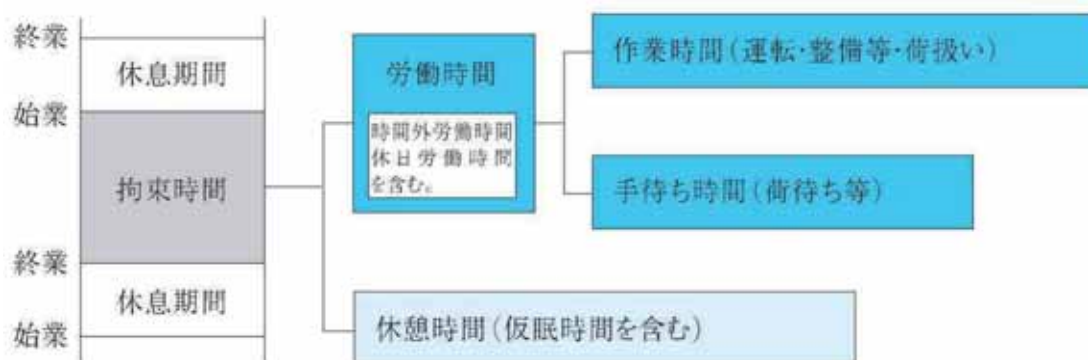
改善基準告示は、自動車運転者の労働の実態にかんがみ、拘束時間、休息期間等について基準を定めています。

(1) 拘束時間

トラック運転者の始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間(手待ち時間を含む)と休憩時間(仮眠時間を含む)の合計時間をいいます。

(2) 休息期間

休息期間とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。



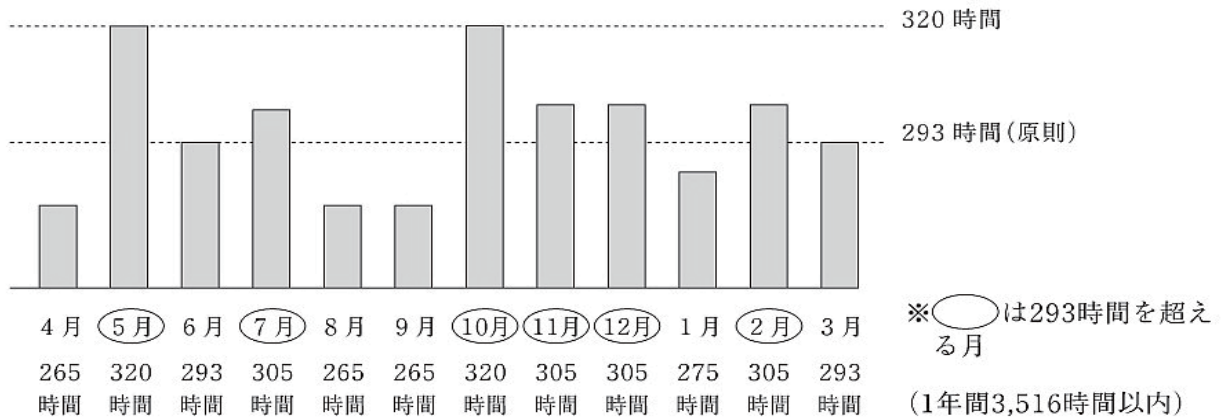
※ 労働時間には、時間外労働時間と休日労働時間が含まれますので、その時間数・日数をできるだけ少なくして、改善基準告示に定める拘束時間内の運行、休息期間の確保に努める必要があります。

<ポイント2> 拘束時間の限度 = 休息期間の確保

(1) 1箇月の拘束時間

- ① 1箇月の拘束時間は原則として293時間以内でなければなりません。
- ② ただし、毎月の拘束時間の限度を定める書面による**労使協定**を締結した場合には、1年のうち6箇月までは、1年間の拘束時間が3,516時間(293時間×12箇月)を超えない範囲内において、1箇月の拘束時間を320時間まで延長することができます(図1参照)。

(図1)

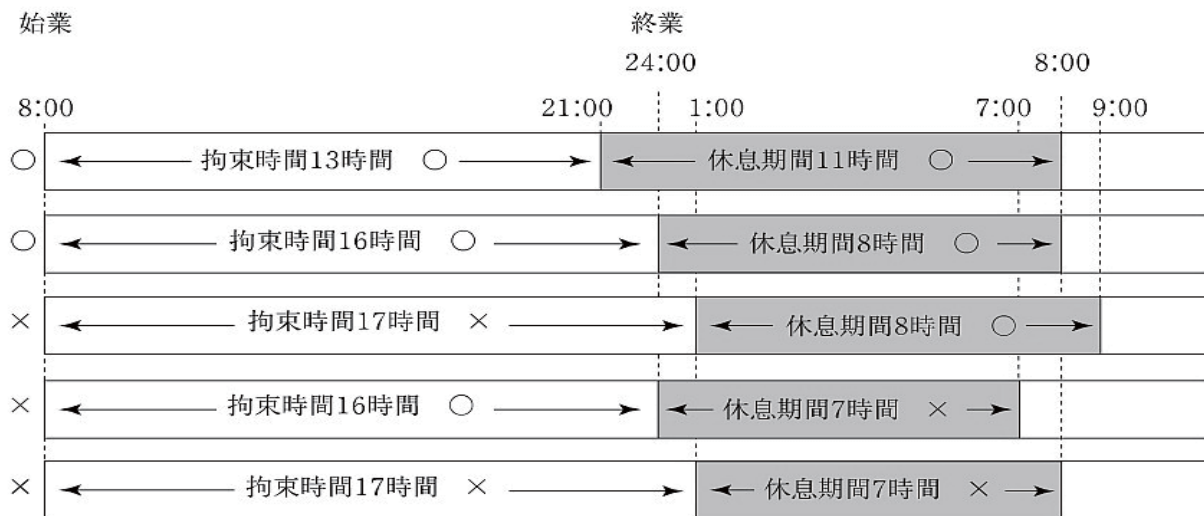


(2) 1日の拘束時間と休息期間

- ① 1日(始業時刻から起算して24時間をいいます。以下同じ。)の拘束時間は**13時間以内を基本**とし、これを延長する場合であっても**16時間**が限度です(ただし、(4)の制限があります。)
- ② 1日の休息期間は**継続8時間以上**とする必要があります。

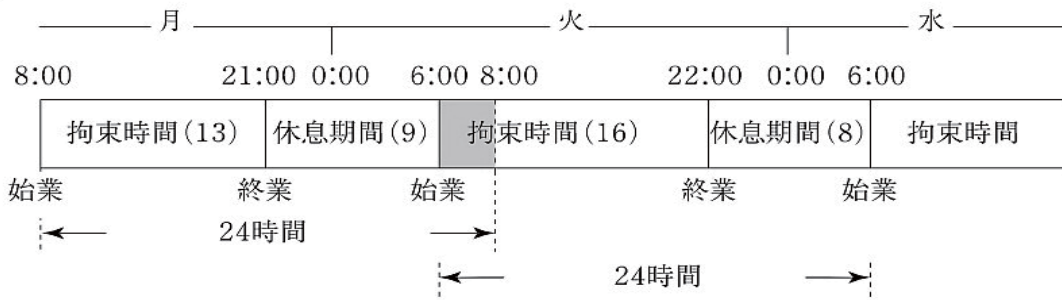
拘束時間と休息期間は表裏一体のものであり、1日とは始業時刻から起算して24時間をいいますので、結局、**1日(24時間) = 拘束時間(16時間以内) + 休息期間(8時間以上)**ということです(図2参照)。

(図2)



(3) 拘束時間・休息期間の計算方法

(図 3)



色をつけた部分は月曜日に始まる勤務の拘束時間と火曜日に始まる勤務の拘束時間が重なる時間帯

- ① 1箇月の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、1箇月間の各勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻まで）をそのまま合計してチェックすることになります。
- ② 1日の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、始業時刻から起算した24時間以内の拘束時間によりチェックすることになります。

(4) 1週間における1日の拘束時間延長の回数の限度

1日の拘束時間を原則13時間から延長する場合であっても、15時間を超える回数は1週間につき2回が限度です。このため、休息期間が9時間未満となる回数も1週間につき2回が限度となります。

したがって、片道拘束15時間を超える長距離の往復運送は1週につき1回しかできず、改善基準告示に違反しないためには一定の工夫をする必要があります。

(5) 休息期間の取扱い

休息期間については、運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めなければなりません。

(6) 休日の取扱い

休日は、休息期間+24時間の連続した時間とすることが必要です。ただし、いかなる場合であっても、この時間が30時間を下回ってはなりません（図5参照）。

すなわち、休息期間は原則として8時間確保されなければならないので、休日は、「休息期間8時間+24時間=32時間」以上の連続した時間となります。また、後述の「ポイント5・特例」の(3)隔日勤務の場合、20時間以上の休息期間が確保されなければならないので、休日は、「休息期間20時間+24時間=44時間」以上の連続した時間となります。よって、これらの時間数に達しないものは休日として取り扱われません。

なお、2日続けて休日を与える場合は、2日目は連続24時間以上あれば差し支えありません。

(図 5)



<ポイント3> 運転時間の限度

(1) 1日の運転時間は2日（始業時刻から48時間をいいます。以下同じ。）平均で9時間以内

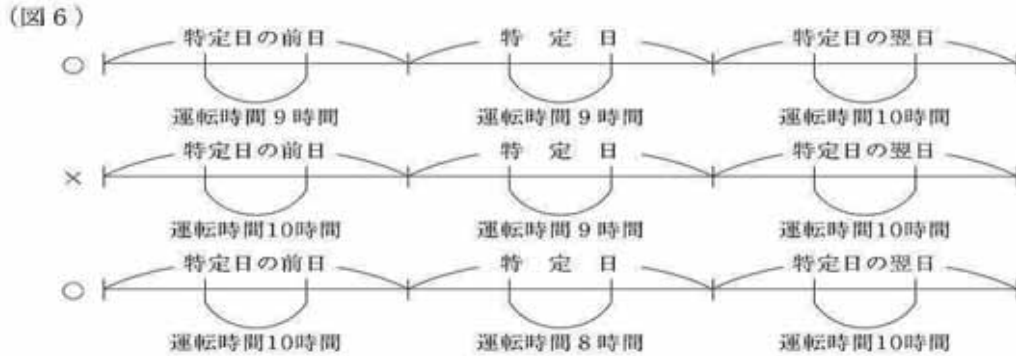
1日当たりの運転時間の計算に当たっては、特定の日を超算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均とすることが望ましいですが、この特定日の最大運転時間が改善基準告示に違反するか否かは、

$$\frac{(\text{特定日の前日の運転時間}) + (\text{特定日の運転時間})}{2}$$

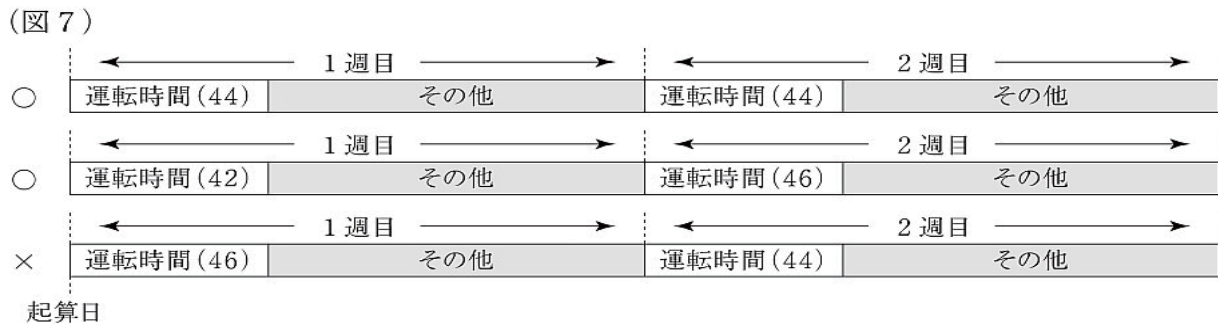
と

$$\frac{(\text{特定日の運転時間}) + (\text{特定日の翌日の運転時間})}{2}$$

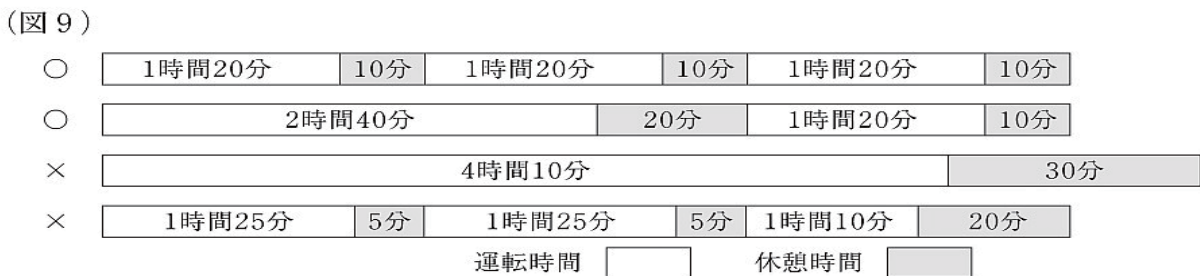
とがともに 9 時間を超える場合は改善基準告示に違反し、そうでない場合は違反しないこととなります。これを図示すると図 6 のようになります。



- (2) 1 週間の運転時間は 2 週間ごとの平均で 44 時間以内
 特定の日を超算日として 2 週間ごとに区切り、その 2 週間ごとに計算します。
 これを図示すると図 7 のようになります。



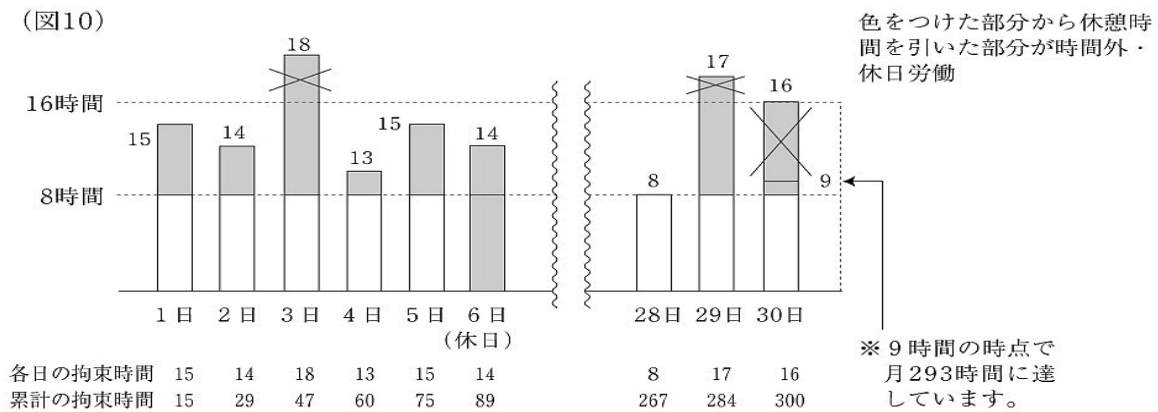
- (3) 連続運転時間は 4 時間以内
 運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に 30 分以上の休憩等を確保することにより、運転を中断しなければなりません。
 ただし、運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に運転を中断する場合の休憩等については、少なくとも 1 回につき 10 分以上としたうえで分割することもできます (図 9 参照)。



<ポイント4> 時間外労働及び休日労働の限度

- (1) 時間外労働及び休日労働は拘束時間の限度まで。休日労働は 2 週間に 1 回。
 時間外労働及び休日労働は 1 日の最大拘束時間 (16 時間、1 箇月の拘束時間 (原則 293 時間、労使協定があるときはポイント 2 (1) の条件の下で 320 時間まで) の範囲内ではできません (図 10 参照)。なお、時間外労働及び休日労働を行う場合には、労働基準法第 36 条第 1 項に基づく時

間外労働及び休日労働に関する協定届を労働基準監督署へ届け出なければなりません。



※この図は、1箇月の拘束時間が293時間で変形労働時間制が採用されていない場合のものであります。

<ポイント5> 特例

(1) 分割休息期間

業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。

この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければなりません。

(2) 2人乗務の特例

運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（ただし、車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）においては、1日の最大拘束時間を20時間まで延長でき、また、休息期間を4時間まで短縮できます。

(3) 隔日勤務の特例

業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、次の条件の下に隔日勤務に就かせることができます。

① 2暦日における拘束時間は、21時間を超えないこと。

ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合には、2週間について3回を限度に、この2暦日における拘束時間を24時間まで延長することができます。

この場合においても、2週間における総拘束時間は126時間を超えることはできません。

② 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。

(4) フェリーに乗船する場合の特例

運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合には、フェリー乗船時間のうち2時間（フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間）については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱います。

フェリー乗船時間が2時間を超える場合には、上記により休息期間とされた時間を休息期間8時間（2人乗務の場合4時間、隔日勤務の場合20時間）から減じることができます。

ただし、その場合においても、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはなりません。

2 節 荷役作業従事者の安全衛生教育

ガイドラインで、荷主等の労働者に対する安全衛生教育が次のように示されています。

(2) 荷主等の労働者への荷役運搬機械に関する安全衛生教育の実施

荷主等の労働者が運転する荷役運搬機械により、陸運事業者の労働者が被災することのないよう、労働者に荷役運搬機械の安全衛生教育を行うこと。

1 荷役作業従事者等の安全衛生教育

荷主等の事業場で荷役作業をする陸運業の労働者が、荷主等の労働者が運転するフォークリフト等と接触するなど被災する場合があります。



このような混在作業におけるフォークリフト等による重篤な労働災害を防止するため、ガイドラインでは、荷主等の労働者でフォークリフト等荷役運搬機械を運転する者に対して安全衛生教育を実施するとされています。

(1) 安全衛生教育のカリキュラム等

荷主等の労働者に対する安全衛生教育は厚生労働省の通達で次のとおりとされています。

ア 対象者

- ① 荷役作業場所又は荷役作業場所に隣接した場所で荷役運搬機械を使用する者。
- ② 上記場所で作業する荷役運搬機械を使用する者以外の者（実施が望ましい）

イ カリキュラム

＜荷役作業従事者のための安全衛生教育（荷主等向け）カリキュラム＞

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 荷役運搬機械作業者の責務（関係法令を含む。）	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止の基礎知識 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	1.5
3 荷主等の構内における荷役作業の安全	(1) 荷主等の荷役運搬機械による陸運事業者の労働者の労働災害防止 (2) 陸運事業者の労働者と共同で荷役作業を行う場合の留意事項 (3) 自社構内において陸運事業者の労働者が被災することのないよう留意すべき具体的な事項	1.0
合 計		3.0

※ H25.6.18 基安発 0618 第 1 号、基安労発 0618 第 1 号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について

(2) 安全衛生教育における留意点

上記の安全衛生教育を実施する場合は次に留意をします。

ア 荷役運搬機械作業者の責務

自社構内における陸運事業者の労働者の荷役災害防止について協力をすることは、荷主等の責務です。

荷主等で荷役作業を担当する従業員も当然同様の責務があると言えますが、特に次のことについても留意をする必要があります。

- ① 実際に陸運業の労働者と一緒に荷役作業を行う、荷主等の労働者の安全への姿勢も災害防止には大きな影響があります。
- ② 荷役作業を行う荷主等の労働者は、ガイドラインで示された安全な荷役作業を行うよう努めることが必要です。
- ③ 陸運事業者の労働者と共同で荷役作業を行うときは、特にフォークリフト等の荷役運搬機械による重篤な災害の発生に留意し、混在作業の安全に努めなければなりません。

イ 荷役作業における労働災害防止対策

この項目については次のことが対象となります。

1) 荷役災害防止の基礎知識

例えば次の事が含まれます。

- | | |
|--|--------------|
| ① 荷役運搬作業における積卸し作業（ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業を含む。）の知識 | ③ 荷役運搬機械等の種類 |
| ② 荷の種類等 | ④ 使用器具及び工具 |
| | ⑤ 作業箇所の安全確認 |
| | ⑥ 服装及び保護具 |

- 2) 「別表 1 労働者の遵守事項（墜落・転落災害防止関係）」
- 3) 「別表 2-1 労働者の遵守事項」（フォークリフト災害防止関係）」
- 4) 「別表 4-1 労働者の遵守事項」（コンベヤー災害防止関係）」
- 5) 「別表 5-1 労働者の遵守事項」（ロールボックスパレット災害防止関係）」
- 6) 「第 2 の 2 の(4)アの労働者の順守事項」（転倒災害防止関係）」
- 7) 「別表 6 労働者の遵守事項」（動作の反動・無理な動作による災害防止関係）」
- 8) 「別表 7 労働者の遵守事項」（その他の労働災害防止関係）」

ウ 荷主等の構内における荷役作業の安全

1) 荷主等の荷役運搬機械による陸運事業者の労働者の労働災害防止

別表 2「フォークリフトによる労働災害の防止対策」の荷主等の実施事項を踏まえた、フォークリフト等による陸運事業者の労働者の災害防止。

2) 陸運事業者の労働者と共同で荷役作業を行う場合の留意事項

運送契約による役割分担、作業計画の作成、作業指揮者の定めなど。

3) 自社構内において陸運事業者の労働者が被災することのないよう留意すべき具体的な事項

荷主等の構内でのフォークリフト等の安全な作業等に関する事項（制限速度、使用するフォークリフトの種類、フォークリフトの経路、フォークリフトのキーの管理など）を明確にするとともに、関係する陸運事業者の労働者に周知すること。

2 労働安全衛生法に基づく資格等の取得

荷役運搬機械等の運転業務に必要な資格等については、労働安全衛生関係法令に次のように定められています。労働者の職務内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な資格取得を進めましょう。

種類	規則項目	資格			
		免許	技能講習	特別教育	関係法令
フォークリフト		—	最大荷重 1 トン以上	最大荷重 1 トン未満	安衛令 20 安衛則 36
ショベルローダー		—	最大荷重 1 トン以上	最大荷重 1 トン未満	安衛令 20 安衛則 36
フォークローダー		—	最大荷重 1 トン以上	最大荷重 1 トン未満	安衛令 20 安衛則 36
クレーン	つり上げ荷重 5 トン以上	—	—	つり上げ荷重 0.5 トン以上 5 トン未満	安衛令 20 クレーン則 2,21,22
	—	—	—	つり上げ荷重 5 トン以上の跨線テルハ	安衛則 36 クレーン則 21,22
	床上運転式 つり上げ荷重 5 トン以上	—	—	つり上げ荷重 0.5 トン以上 5 トン未満	安衛令 20 クレーン則 2,224 の 2
	床上操作式	—	つり上げ荷重 5 トン以上	つり上げ荷重 0.5 トン以上 5 トン未満	安衛令 20 クレーン則 2,22
移動式クレーン	つり上げ荷重 5 トン以上	つり上げ荷重 1 トン以上 5 トン未満	つり上げ荷重 0.5 トン以上 1 トン未満	安衛令 20 安衛則 36 クレーン則 2,67,68	
高所作業車	—	作業床の高さ 10mの高所作業車	作業床の高さ 10m未満の高所作業車	安衛令 20	
玉掛け	—	つり上げ荷重 1 トン以上	つり上げ荷重 0.5 トン以上 1 トン未満	安衛令 20 クレーン則 2,221,222	

上記のほか、次の法 60 条の 2 に基づく教育も実施する必要があります。

- ◆ フォークリフト運転業務従事者教育
フォークリフト技能講習を修了した者に対し、おおむね 5 年以内ごとに、実施する安全衛生教育です。
- ◆ クレーン運転士安全衛生教育
- ◆ 移動式クレーン運転士安全衛生教育

※ 法第 60 条の 2 で「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育」として規定されていません。

3 作業指揮者等に対する教育

「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」及び「積卸し作業指揮者」等に対する教育について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な受講を推進する必要があります。

(1) 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育

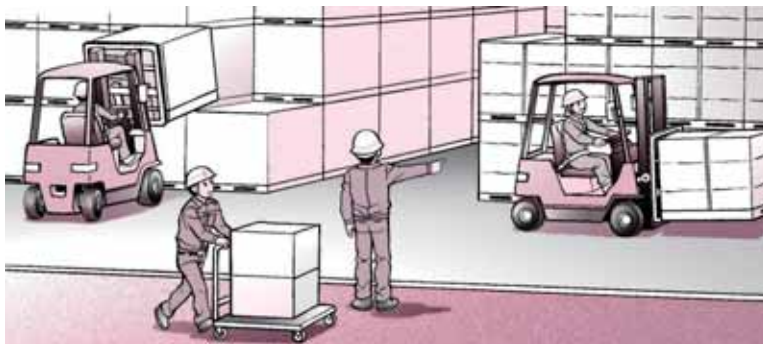
安衛則第 151 条の 3 に次のような規定があります。

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、その作業に係る場所の広さ及び地形、車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する『作業計画』を定め、かつ、その作業計画により作業を行うこと。

車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、その作業の指揮者を定め、その者に上記の「作業計画」に基づく「作業の指揮」を行わせなければなりません。

車両系荷役運搬機械等とは、安衛則第 151 条の 2 で次のものと規定されています。

- ① フォークリフト
- ② ショベルローダー
- ③ フォークローダー
- ④ ストラドルキャリアー
- ⑤ 不整地運搬車
- ⑥ 構内運搬車
- ⑦ 貨物自動車



この作業指揮者については、その職務を行うために必要な知識や経験等が十分であることが必要であることから、厚生労働省では作業指揮者に対する教育のカリキュラムを次のとおり定めています。

車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する教育カリキュラム

科目	範囲	時間
1 作業指揮者の職務等	(1) 荷役運搬作業等に関する知識 (2) 作業指揮者の選任及び職務 (3) 作業指揮者の心構え (4) 作業計画	1.5
2 車両系荷役運搬機械等による作業	(1) 車両系荷役運搬機械等の種類とその特性 (2) 車両系荷役運搬機械等による作業 (3) 荷役運搬のための器具、用具 (4) 作業者の適性配置 (5) 服装及び保護具の確認 (6) 力学に関する知識	3.5
3 災害事例等	(1) 異常時の措置 (2) 災害事例	1.0
4 関係法令	労働安全衛生法令等の関係条項	1.0

(2) 積卸し作業指揮者教育

安衛則 151 条の 70 には次のような規定があります。

貨物自動車に、一の荷*でその重量が 100 キログラム以上の物を積む作業*又は卸す作業*を行う場合には、『積卸し作業指揮者』を選任し、直接*具体的な作業指揮等を行わせなければなりません。

(注1)「一の荷」とは、貨物取扱い作業で取扱いの対象となる一単位の荷をいいます。

(注2)「積む作業」には、ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含みます。

(注3)「卸す作業」には、ロープ解きの作業およびシート外しの作業を含みます。

(注4) 貨車への積卸し作業に限っては、直接の指揮でなくてもかまいません。

人力、フォークリフト、クレーン等で、一単位の荷が 100 キログラム以上の物を積卸しする作業であって、複数の作業員で行うときには、「積卸し作業指揮者」を定め、その指揮のもとに作業を行うことが必要です。



同様の規定が、安衛則第 151 条の 62、第 420 条で、「構内運搬車」「貨車」についてもあります。

積卸し作業指揮者に対する教育カリキュラムは次のとおり定められています。

積卸し作業指揮者に対する教育カリキュラム

科目	範囲	時間
1 積卸し作業 指揮者等の職 務	(1) 荷役運搬作業における積卸し作業の知識 (2) 災害発生のしくみと災害発生状況 (3) 作業指揮者の選任及び職務 (4) 作業指揮者の心構え	1.0
2 貨物自動車 等への積卸し 作業	(1) 荷の品目等 (2) 構内運搬車、貨物自動車、貨車の種類とその特性 (3) 荷役機械等の種類とその対策 (4) 使用器具及び工具の点検 (5) 作業箇所の安全確認 (6) 服装及び保護具の確認 (7) 構内運搬車等への積卸し作業 (8) ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外 しの作業	4.0
3 異常時等に おける措置と 災害事例	(1) 異常時の措置 (2) 災害発生時の措置 (3) 災害事例	1.0
4 関係法令	労働安全衛生法令等の関係条項	1.0

3節 陸運業の荷役作業従事者に対する教育

陸運業は次のような特徴があり、陸運事業者は、その特徴を踏まえ、荷役作業を行う労働者に対し荷役作業の安全衛生教育を実施することとされています。

- ① 荷役作業は、運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化を図りにくい特徴があること。
- ② 荷役作業は、荷主先等において、単独または荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、陸運事業者の労働者は、自社からの直接的な指示・支援を受けにくい特徴があること。

1 荷役作業従事者に対する安全衛生教育

(1) 雇入れ時教育における荷役災害防止教育

荷役作業を行うことになる労働者に対しては、雇入れ時教育又は作業内容変更時教育を行う際に、荷役ガイドラインで示された「労働者が遵守しなければならない事項」(参考表)及び次に掲げる事項について安全衛生教育を実施しなければなりません。

① 荷役運搬作業における積卸し作業（ \square - \square 掛け、 \square - \square 解き の作業及びシート掛け、シート外しの作業を含む。）の知識	⑤ 作業箇所の安全確認
② 荷の種類等	⑥ 服装及び保護具
③ 荷役運搬機械等の種類	⑦ 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等 の事業場の構内における荷役作業がある場 合には、当該構内において留意すべき事項
④ 使用器具及び工具	

参考表（労働者が遵守しなければならない事項）

① 「別表 1 労働者の遵守事項（墜落・転落災害防止）」	⑤ 「別表 6-1 の労働者の遵守事項」（転倒災害）
② 「別表 2-1 労働者の遵守事項」（フォークリフト災害）	⑥ 「別表 7 の労働者の遵守事項」（腰痛等）
③ 「別表 4-1 労働者の遵守事項」（コンパヤ-災害）	⑦ 「別表 8 の労働者の遵守事項」（その他の災害）
④ 「別表 5-1 労働者の遵守事項」（ローリングプラットフォーム災害）	

(2) 現に従事している者に対する教育

荷役作業に従事している陸運業の労働者に対しては、上記(1)の荷役災害防止の教育を実施していない場合は、新たに上記(1)の事項について安全衛生教育を実施しなければなりません。

(3) 安全衛生カリキュラム

荷役ガイドラインに基づく陸運業の荷役作業従事者に対する安全衛生教育のカリキュラムは、厚生労働省の通達で次のとおり定められています。

＜荷役作業従事者のための安全衛生教育（陸運事業者向け）カリキュラム＞

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と荷役作業業者等の責務	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 事業者及び荷役作業業者の責務	1.0
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止の基礎知識 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止	2.0

	(5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	
3 荷役作業における安全衛生意識の高揚	ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動、リスクアセスメントの実施を通じた安全衛生意識の高揚等	0.5
4 荷主等の構内における荷役作業の安全	(1) 荷主等の構内において荷役作業を行う場合の一般的な留意事項 (2) 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等の構内において留意すべき具体的事項	0.5
合計		4.0

(注) 外部機関が教育を実施する場合、4(2)は陸運事業者が行うことを前提に省略することができます。

2 労働安全衛生法に基づく資格等の取得

(1) 労働安全衛生法に基づく資格

荷役運搬機械等の運転業務に必要な資格等には、労働安全衛生関係法令に定められた表のようなものがあります。資格の詳細は、54 ページの一覧を参照して下さい。

①フォークリフト	④クレーン	⑦移動式クレーン
②ショベルローダー	⑤クレーン(床上運転式)	⑧高所作業車
③フォークローダー	⑥クレーン(床上操作式)	⑨玉掛け

(2) 作業指揮者に対する教育

「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」、「積卸し作業指揮者」教育の詳細は 55、56 ページを参照下さい。

(3) その他の安全衛生教育

次の教育も計画的に実施するようにします。

ア 法第 60 条の 2 による安全衛生教育等

- ① フォークリフト運転業務従事者教育 ③ 移動式クレーン運転士安全衛生教育
- ② クレーン運転士安全衛生教育

イ 安全衛生活動のための教育

- ①ヒヤリ・ハット活動 ②危険予知訓練 ③リスクアセスメント教育 ④腰痛予防管理者教育

3 日常の教育

陸運事業者は、荷役作業を行う労働者に対し、荷役作業における労働災害を防止するために労働者に遵守させる必要があるとした事項について、繰り返し教育を行い、その徹底を図ることが必要です。

こうした教育においては、災害事例を用いるほか、実際の荷役作業を想定したイラストシート、写真等を用いて、荷役作業を行う労働者に潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる危険予知訓練を行うことが重要です。

これらの教育・訓練によって、荷役作業者はより安全な作業を自然に行うことができるようになりますし、また危険に対する感受性も向上することから、作業において危険を回避する行動をとることができるようになります。

4章 陸運事業者との連絡調整

1 節 荷役作業における役割分担の明確化

1 荷役作業における役割分担の明確化

陸運業における荷役災害の 80%は貨物自動車運転者となっています。貨物自動車を運転していた先で、貨物自動車の運転者が荷の積み卸し等の作業に従事して被災したり、荷の積卸し先の事業場の従業員の運転するフォークリフト等に挟まれて被災する場合などがあります。



これらの災害は、荷の積卸し先等での荷役作業の有無やその分担などが不明確なままで作業をしたことが要因となっている場合があります。また、荷の積卸し先での荷役作業がないとして行ったところ急遽荷役作業を行ったことが要因となっている場合などもあります。

荷役作業を行うことがあらかじめ明確になっており、またその取扱う荷の状態や役割分担を含めた作業方法等が事前に把握できていれば、安全な作業についての指示を貨物自動車運転者に行うことも可能で、より安全な作業を行うことができます。

2 運送契約時における役割分担の明確化

陸運事業者と荷主等は、安全な荷役作業のためその役割分担を明確にすることが重要です。そのため、トラック運送事業の付帯業務としての荷役作業等については書面契約の締結でその役割分担を明確にする必要があります。

この書面契約については、国土交通省が「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」として公表しています。

(参考) トラック運送業における書面化推進ガイドライン (H26.1.22)

<http://www.mlit.go.jp/common/001024950.pdf>

3 配送先における荷卸しの役割分担の明確化

配送先（荷卸先）は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多いところです。

しかし、荷役災害の被災場所のうち、荷の積込先が 37%、荷卸先の事業場が 63%と多くなっています。

このため、荷卸し先での荷役災害の防止は特に重要であり、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知することが求められます。

2 節 荷役作業実施における陸運事業者との連絡調整

安全な荷役作業のためには、陸運事業者は荷役作業の有無とその内容を事前に確認し、その内容に応じた安全な作業方法等を指示することが基本として重要なことです。

このため、ガイドラインでは「安全作業連絡書」（65 ページ）等を使用することを推奨しています。

1 荷主等の協力

トラックの運転者が荷主等の構内で、安全で効率的な荷役作業等を行うためには、荷主等と荷役作業を行う陸運事業者の間で安全作業を進める上での密接な連絡を図ることが必要です。

そのためには、荷主等の構内でトラックの運転者がどのような作業を行うのか、安全上の注意事項はどのようなことなのかなど、少なくとも「安全作業連絡書」に記載された内容を陸運事業者が事前に把握することが大切です。

このため、陸運事業者の担当者から荷主等の担当者に、電話等で「安全作業連絡書」の内容についての確認の連絡があったときには、荷主等はその内容の通知等に協力するよう荷役ガイドラインでは求めています。

なお、フォークリフト等を使用させる場合は、特定自主検査の実施など機械としての安全確保にも配慮するとともに、運転する陸運事業者の労働者の資格確認も望まれます。

2 安全作業連絡書の活用

陸運事業者においては、輸送のオーダーを受ける際に、荷主先等へ電話等で各事項を確認のうえ、必要事項を記載し、出発前の点呼時に運転者に指示・配布するようにします。「安全作業連絡書」は、1部を運転者に配布し、1部は荷役災害防止担当者が保管するようにします。

なお、把握した内容に応じ、必要な資格の確認をするとともに、荷役作業の安全の留意事項を「その他特記事項」に記入するなど指示します。



3節 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置等

荷主等の事業場において、陸運事業者の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運事業者と荷主等で協議する場を設ける必要があります。

1 安全衛生協議組織の設置

荷主等の事業場における作業であっても、陸運事業者はその労働者の安全について確保する義務があります。しかしながら、その場所（施設）の管理は荷主等の側にありますので、荷役作業の安全対策についても一定の制約のあるところです。

このため、荷主等の事業場における陸運事業者の労働者の安全確保のためには、陸運事業者と荷主等が荷役作業の安全衛生確保について話し合うことがとりわけ重要です。

このため、その連携を図るための協議の場として、安全衛生協議会、安全衛生協力会会議などを設ける必要があります。荷主等の事業場において陸運事業者の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には必ず設置するように、また、それ以外の場合にもできるだけ安全の確保のために話し合いの場を持つようにします。

2 協議する事項

安全衛生協議会等で具体的に協議する事項は次のとおりです。それぞれについては、すでに各項目のところで、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項が示されていますので、その内容を踏まえた協議が必要です。

(1) 荷台等からの墜落・転落災害防止対策

最も多くを占める災害であり、安全带取付設備など荷主等の側での対策がとりわけ効果的なことから特に重要な事項といえます。荷役安全設備マニュアルの対策事例が参考となります。

(2) 荷役運搬機械等による災害防止対策

陸運事業者の労働者が荷主等のフォークリフト等を使用しての災害や、荷主等の作業者が運搬するフォークリフト等と接触する災害等があり、荷主等の構内での荷役運搬機械使用時のルールづくりなど、どのように安全を確保するかを検討することが必要です。これらは、使用する荷役運搬機械や荷役用具ごとに安全対策を検討する必要があります。

(3) 転倒災害の防止対策

荷役作業場所の床等の凹凸など転倒の原因となる状態等について対策を検討する必要があります。

(4) 動作の反動・無理な動作による災害防止対策

できるだけ人力による作業の軽減について、作業方法や台車の使用などの検討が必要です。

(5) 合同での荷役作業場所の巡視

実際に荷役作業場所を見ることにより、安全のために検討すべき課題等も明らかとなります。

合同で作業場所を巡視し協議することは効果的です。

(6) 合同でのリスクアセスメントの実施

労働災害防止において効果的な手法であるリスクアセスメントは、設備面からのリスク低減措置が優先されており、合同でリスクアセスメントを実施することが必要です。

(7) 運行計画のあり方

貨物自動車の運転者が荷役作業に従事する場合は、貨物自動車の運転による疲労等の後の荷役作業における身体的な負荷が増します。また、荷役作業後の貨物自動車運転への安全上の影響も考えられます。このため、無理のない運行計画及びその弾力的な運用について協議することが必要です。

(8) 荷主先における休憩施設の設置

貨物自動車運転者の身体的な負荷を軽減するためには、休憩施設の設置や荷待ちが必要な場合の場所の確保などについて協議することも必要です。



3 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

荷役ガイドラインでは次の表のように示されています。

	陸運事業者	荷主等
自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置	貨物自動車運転者に荷役作業を行わせる場合には、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を考慮した運行計画を作成すること。	陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、荷役作業を行うことによる疲労に配慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮すること。

(1) 自動車運転者が荷役作業を行う場合のリスク

陸運業の荷役災害では、被災者の80%が貨物自動車運転者です。長時間の運転の後に荷役作業を行うことは、その疲労等の影響から荷役作業時の労働災害のリスクも高くなることが懸念されます。長時間の運転後に運転席から降りる際に、足や膝を痛めたり、転倒したりする災害も多発していますし、すぐに荷役作業に従事すると腰痛などの危険が大変に大きくなります。

また、荷役作業を行った運転者が、その疲労のまま運転を行うと、交通労働災害の発生も懸念されます。

自動車運転者に荷役作業を行わせる場合にはこのようなリスクをできるだけ小さくするよう、陸運事業者及び荷主等は上記の表の事項について配慮するようにします。

4 交通労働災害防止のためのガイドラインにおける荷役災害防止等

自動車運転者の荷役作業等に関する配慮等については、厚生労働省の「交通労働災害防止のためのガイドライン」（厚生労働省、平成20年4月）に次のような記載があります。

【交通労働災害防止のためのガイドライン】

第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

4 荷役作業を行わせる場合の措置等

(1) 荷役作業を行わせる場合の措置

事業者は、事前に荷役作業の有無を確認し、荷役作業を運転者に実施させる場合にあつては、運搬物の重量等を確認するとともに、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保すること。

事業者は、事前に予定していない荷役作業を運転者に行わせる場合は、必要な休憩時間の確保のため、走行計画の変更を行うこと。

荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、台車、テールゲートリフター等適切な荷役用具・設備の車両への備え付け又はフォークリフト等の荷役機械の使用に努めるとともに、安全な荷役作業方法についての教育を行うこと。

第6 荷主・元請事業者による配慮等

荷主及び運送業の元請の事業者は、次に掲げる事項等、交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、実際に荷を運搬する事業者と協働して取り組むよう努めること。

- 1 荷主・元請事業者の事情により走行開始の直前に運送する貨物の増量を行う必要が生じた場合、荷主・元請事業者は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者と協力すること。
- 2 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行うこと。また、到着時間が遅延した結果として、荷主・元請事業者が実際に荷を運搬する事業者に対して、不当に不利益な取扱いを行うことがないようにすること。
- 3 荷主・元請事業者は、実際に荷を運搬する事業者に対して、改善基準告示等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないこと。また、無理な運行となるおそれがある場合、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保すること。なお、高速道路の利用が交通労働災害防止に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮すること。
- 4 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行う等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにすること。

5 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む。）を他の陸運事業者者に請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、次の事項を行うようにする必要があります。

- 1 作業間の連絡調整
- 2 作業場所の巡視
- 3 請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等

安全作業連絡書

発 地		着 地		
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()	
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分	
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分	
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外	
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. その他 ()		1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. その他 ()	
積荷	品 名			
	(危険・有害性)	有 ・ 無 ()		
	数 量			
	総重量	kg (kg/個)		
	積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()		
積込作業	作業の分担	1. 荷主 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取卸作業	作業の分担 1. 荷主 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業者数	名	作業者数	名
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	
<u>その他特記事項</u> ※ 「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。				

5章 関係法令

1 節 関係法令を学ぶ前に

1 なぜ関係法令を学ぶのか

(1) 危機管理として

法令を守らないと、従業員の安全が守られません、刑法罰を受けることもあります、社会的責任を問われ、社会からも従業員からも企業への信頼が失われます。法令を知り守ること（法令遵守）は、企業の「危機管理」としても重要なことです。

(2) 過去の重大な災害とその対策を知る

法令の規制は、過去の重大な災害がもとになっていることが多く、災害発生の可能性が高い事例で、かつ重篤な事例のものであります。これらに対し法令で罰則を持ってその対策を強制しているわけですので、災害防止として最も重要なものであることがわかります。つまり、法令を学ぶと、危険度が高い作業とその対策がわかります。

このように、関係法令は労働災害防止のノウハウの集まりであり、これらを知ることは労働災害防止の観点からも大変に重要なことです。

2 法令とは

法令とは一般に、法律（国会が制定する法規範）と命令（行政機関が制定する法規範）を合わせて呼ぶ法用語で、法律、政令、省令、告示等の総称です。

○ 法律・・・国が企業や国民にその履行、遵守を強制するものです。

○ 命令・・・法規制の対象や具体的な義務等を示したものです。

国が企業や国民にその履行、遵守を強制するものが法律です。しかし、法律の条文だけでは、具体的に何をしなければならぬかはよくわかりません。このため、その対象は何か、具体的に行うべきことは何かを、政令や省令で明らかにしています。

3 法律、政令、省令、告示、通達とは

- 法律・・・国会が制定します。国が企業等にその遵守を強制するもので、安全衛生関係では、労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法などがあります。例えば労働安全衛生法では、「事業者は○○しなければならない。」などと書かれています。
- 政令・・・内閣が制定します。労働安全衛生法施行令などがあります。例えば労働安全衛生法では「政令の定めるものについて」などと書かれています。
- 省令・・・各省の大臣が制定します。労働基準法施行規則、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則などがあります。例えば労働安全衛生法では「厚生労働省令で定めるところにより」などと書かれています。
- 告示・・・一定の事項を法令に基づき広く知らせるものです。「安全衛生特別教育規程」などがあります。例えば労働安全衛生法では「厚生労働大臣の定める規格」などと書かれています。
- 通達・・・行政機関内部の文書。法令の解釈や具体的な行政の運営（指導）等を指示したものです。例えば「平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」などがあります。

4 労働安全衛生法の特徴

労働災害が発生すると労働安全衛生法違反や刑法の業務上過失致死傷で労働基準監督や警察署から捜査を受け送検される場合があります。

しかし、労働安全衛生法と刑法の業務上過失致死傷ではその趣旨や適用が次の表のように異なります。労働安全衛生法は、労働災害の予防を目的とした法律です。

項目	労働安全衛生法	刑法（業務上過失致死傷）
捜査	労働基準監督署 （特別司法警察員） ※労働基準監督官	警察署 （司法警察員）
被疑者	管理者と会社（作業員）	直接の行為者
要件	故意犯	過失犯
処罰	法律を守らないことに対する処罰 （労災発生は要件でない。予防が目的）	致死傷の結果に対する処罰

2 節 労働安全衛生法関係

本節では、荷役ガイドラインに関係する主な法令について、労働安全衛生法を中心に記載しています。労働安全衛生法の条文を枠に入れ、それに関係する政省令等を付記し、労働安全衛生法の各条文の内容が理解できるようにしています。なお、必要により<解説>として説明を行っています。

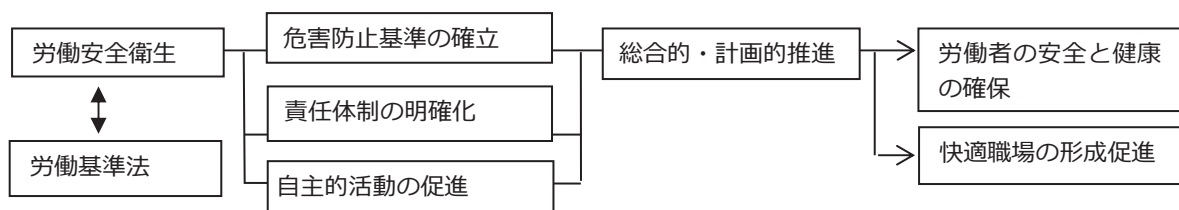
1 総則関係

(目的)

第1条 この法律は、労働基準法(昭和22年法律第49号)と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

<解説>

この関係を整理すると次のようになります。



(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
 - 二 労働者 労働基準法第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用されている者及び家事使用人を除く。)をいう。
 - 三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- 三の2~四 (省略)

2 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第10条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

【安衛令】

(総括安全衛生管理者を選任すべき事業場)

第2条 労働安全衛生法(以下「法」という。)第10条第1項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 100人
- 二 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じ

ゆう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゆう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 300人

三 その他の業種 1000人

【安衛則】

(総括安全衛生管理者が統括管理する業務)

第3条の2 法第10条第1項第五号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- 二 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 三 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

(安全管理者)

第11条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務(第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除く。)のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。

【安衛令】

(安全管理者を選任すべき事業場)

第3条 法第11条第1項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第一号又は第二号に掲げる業種の事業場で、常時50人以上の労働者を使用するものとする。

(衛生管理者)

第12条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第10条第1項各号の業務(第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除く。)のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 前条第2項の規定は、衛生管理者について準用する。

【安衛令】

(衛生管理者を選任すべき事業場)

第4条 法第12条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場とする。

(安全衛生推進者等)

第12条の2 事業者は、第11条第1項の事業場及び前条第1項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者(第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者)を選任し、その者に第10条第1項各号の業務(第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除くものとし、第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。)を担当させなければならない。

【安衛則】

(安全衛生推進者等を選任すべき事業場)

第12条の28 法第12条の2の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場とする。

(作業主任者)

第14条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した

者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

【安衛令】

(作業主任者を選任すべき作業)

第6条 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

十二 高さが2メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。)

(安全委員会)

第17条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項

2 安全委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員(以下「第一号の委員」という)は、1人とする。

- 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- 二 安全管理者のうちから事業者が指名した者
- 三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 安全委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする。

4 事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

【安衛令】

(安全委員会を設けるべき事業場)

第8条 法第17条第1項の政令で定める業種及び規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 一 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業 50人
- 二 第2条第一号及び第二号に掲げる業種(前号に掲げる業種を除く。) 100人

【安衛則】

(安全委員会の付議事項)

第21条 法第17条第1項第三号の労働者の危険の防止に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- 一 安全に関する規程の作成に関すること。
- 二 法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。
- 三 安全衛生に関する計画(安全に係る部分に限る。)の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 四 安全教育の実施計画の作成に関すること。
- 五 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

(衛生委員会)

第18条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

- 2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、1人とする。
- 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - 二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
 - 三 産業医のうちから事業者が指名した者
 - 四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- 3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。
- 4 安全委員会の議長は、第18条第2項第一号の委員がなるものとする。(読替え)
- 5 事業者は、第18条第2項第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。(読替え)

【安衛令】

(衛生委員会を設けるべき事業場)

第9条 法第18条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場とする。

(安全衛生委員会)

第19条 事業者は、第17条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

- 2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、1人とする。
- 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - 二 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者
 - 三 産業医のうちから事業者が指名した者
 - 四 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
 - 五 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- 3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができる。
- 4 安全衛生委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする。(読替え)
- 5 事業者は、第19条第2項第一号の者である委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。(読替え)

3 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置等)

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第23条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採

光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第 24 条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 25 条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

第 26 条 労働者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第 27 条 第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

これらに関係する荷役関係の労働安全衛生規則は条文数が多いことから、「第 3 節 労働安全衛生規則関係」でまとめて紹介しています。

主な事項は次のとおりです。

- 車両系荷役運搬機械等関係
- 貨物取扱作業等
- コンベヤー
- 墜落等による危険の防止及び通路等

(事業者の行うべき調査等)

第 28 条の 2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（第 57 条第 1 項の政令で定める物及び第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。）を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第 1 項及び第 3 項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 (省 略)

【労働安全衛生規則】

(危険性又は有害性等の調査)

第 24 条の 11 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 一 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- 二 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
- 三 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 四 前 3 号に掲げるもののほか、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他の業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2 法第 28 条の 2 第 1 項ただし書の厚生労働省令で定める業種は、令第 2 条第 1 号に掲げる業種及び同条第 2 号に掲げる業種（製造業を除く。）とする。 (編注) 令 2 条は P69 参照。

(指針の公表)

第 24 条の 12 第 24 条の規定は、法第 28 条の 2 第 2 項の規定による公表について準用する。

【告示】

危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 18・3・10 公示第 1 号）

(重量表示)

第 35 条 一の貨物で、重量が 1 トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

4 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

(定期自主検査)

- 第 45 条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。
- 2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第 54 条の 3 項 1 項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。
- 3～4（省 略）

【労働安全衛生法施行令】

(定期に自主検査を行うべき機械等)

- 第 15 条 法第 45 条第 1 項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。
- 一 第 12 条第 1 項各号に掲げる機械等、第 13 条第 3 項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号から第十九号まで及び第三十号から第三十四号までに掲げる機械等、第 14 条第二号から第四号までに掲げる機械等並びに第 14 条の 2 第十号及び第十一号に掲げる機械等
- 2 法第 45 条第 2 項の政令で定める機械等は、第 13 条第 3 項第八号、第九号、第三十三号及び第三十四号に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。

(特定機械等)

令 12 条 法第 37 条第 1 項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 三 つり上げ荷重が 3 トン以上（スタッカー式クレーンにあっては、1 トン以上）のクレーン
- 四 つり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーン
- 五 つり上げ荷重が 2 トン以上のデリック

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)

令 13 条

3 法第 42 条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 八 フォークリフト
- 十四 つり上げ荷重が 0.5 トン未満（スタッカー式クレーンにあっては 0.5 トン以上 1 トン未満）のクレーン
- 十五 つり上げ荷重が 0.5 トン以上 3 トン未満の指導式クレーン
- 十六 つり上げ荷重が 0.5 トン以上 2 トン未満のデリック
- 三十 ショベルローダー
- 三十一 フォークローダー
- 三十二 ストラドルキャリア

【労働安全衛生規則】

<フォークリフト関係>

(定期自主検査)

第 151 条の 21 事業者は、フォークリフトについては 1 年を超えない期間ごとに 1 回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1 年を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
- 二 デフアレンシヤル、プロペラシヤフトその他動力伝達装置の異常の有無
- 三 タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
- 四 かじ取り車輪の左右の回転角度、ナツクル、ロツド、アームその他操縦装置の異常の有無
- 五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシユースその他制動装置の異常の有無
- 六 フォーク、マスト、チエーン、チエーンホイールその他荷役装置の異常の有無
- 七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無

- 八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
 - 九 車体、ヘッドガード、バツクレスト、警報装置、方向指示器、燈火装置及び計器の異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書のフォークリフトについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
- 第 151 条の 22 事業者は、フォークリフトについては、1 月を超えない期間ごとに 1 回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1 月を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。
- 一 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
 - 二 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
 - 三 ヘッドガード及びバツクレストの異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書のフォークリフトについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

(定期自主検査の記録)

- 第 151 条の 23 事業者は、前 2 条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。
- 一 検査年月日
 - 二 検査方法
 - 三 検査箇所
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を実施した者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(特定自主検査)

- 第 151 条の 24 フォークリフトに係る特定自主検査は、第 151 条の 21 に規定する自主検査とする。
- 2 フォークリフトに係る法第 45 条第 2 項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの
 - イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に 2 年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に 5 年以上従事した経験を有するもの
 - ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に 4 年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に 7 年以上従事した経験を有するもの
 - ハ フォークリフトの点検若しくは整備の業務に 7 年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に 10 年以上従事した経験を有する者
 - ニ フォークリフトの運転の業務に 10 年以上従事した経験を有する者
 - ニ その他厚生労働大臣が定める者
- 3 事業者は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 5 項に規定する運行(以下「運行」という。)の用に供するフォークリフト(同法第 48 条第 1 項の適用を受けるものに限る。)について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第 151 条の 21 の自主検査を行うことを要しない。
- 4 フォークリフトに係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第 5 号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。
- 5 事業者は、フォークリフトに係る自主検査を行ったときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

<ショベルローダー関係>

(定期自主検査)

- 第 151 条の 31 事業者は、ショベルローダー等については、1 年を超えない期間ごとに 1 回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1 年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
 - 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
 - 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
 - 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
 - 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書のシヨベルローダー等については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
- 第 151 条の 32 事業者は、シヨベルローダー等については、1 月を超えない期間ごとに 1 回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1 月を超える期間使用しないシヨベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。
- 一 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
 - 二 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
 - 三 ヘッドガードの異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書のシヨベルローダー等については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

(定期自主検査の記録)

- 第 151 条の 33 事業者は、前 2 条の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。
- 一 検査年月日
 - 二 検査方法
 - 三 検査箇所
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を実施した者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(第 57 条第 1 項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等)

- 第 57 条の 3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 57 条第 1 項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。
- 2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第 28 条第 1 項及び第 3 項に定めるもののほか、前 2 項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

5 労働者の就業に当たっての措置

(安全衛生教育)

- 第 59 条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

【労働安全衛生規則】

<雇入れ時教育関係>

(雇入れ時等の教育)

- 第 35 条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、令第 2 条第 3 号に掲げる業種の事業場の労働者については、第 1 号から第 4 号までの事項についての教

育を省略することができる。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びそれらの取扱い方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。
- 四 作業開始時の点検に関すること。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

<特別教育関係>

(特別教育を必要とする業務)

第 36 条 法第 59 条第 3 項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

- 五 最大荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 1 号の道路(以下「道路」という。)上を走行させる運転を除く。)の業務
- 五の 2 最大荷重 1 トン未満のシヨベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 六 制限荷重 5 トン未満の揚貨装置の運転の業務
- 七 機械集材装置(取材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ空中において運搬する設備をいう。以下同じ。)の運転の業務
- 八 胸高直径が 70 センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が 20 センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が 20 センチメートル以上であるものの処理の業務
- 八の 2 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(前号に掲げる業務を除く。)
- 十一 動力により駆動される巻き上げ機(電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれ以外の巻き上げ機でゴンドラに係るものを除く。)の運転の業務
- 十五 次に掲げるクレーン(移動式クレーン(令第 1 条第 8 号の移動式クレーンをいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)の運転の業務
 - イ つり上げ荷重が 5 トン未満のクレーン
 - ロ つり上げ荷重が 5 トン以上の跨線テルハ
- 十六 つり上げ荷重が 1 トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十七 つり上げ荷重が 5 トン未満のデリツクの運転の業務
- 十九 つり上げ荷重が 1 トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリツクの玉掛けの業務

(特別教育の科目の省略)

第 37 条 事業者は、法第 59 条第 3 項の特別の教育(以下「特別教育」という。)の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

(特別教育の記録の保存)

第 38 条 事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかなければならない。

(特別教育の細目)

第 39 条 前 2 条及び第 592 条の 7 に定めるもののほか、第 36 条第 1 号から第 13 号まで、第 27 号及び第 30 号から第 33 号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(安全衛生教育)

第 60 条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。

【労働安全衛生法施行令】

(職長等の教育を行うべき業種)

第 19 条 法第 6 0 条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 建設業
- 二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 食料品・たばこ製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)
 - ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)
- ハ 衣服その他の繊維製品製造業
- ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)
- ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
- 三 電気業
- 四 ガス業
- 五 自動車整備業
- 六 機械修理業

(就業制限)

第 61 条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行なう当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務につかせてはならない。

- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。
- 3 第 1 項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他の資格を証する書面を携帯していなければならない。
- 4 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 条)第 24 条第 1 項(同法第 27 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前 3 項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

【労働安全衛生法施行令】

(就業制限に係る業務)

第 20 条 法第 61 条第 1 項の政令で定める業務は次のとおりとする。

- 二 制限荷重が 5 トン以上の揚貨装置の運転の業務
- 六 つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転の業務
- 七 つり上げ荷重が 1 トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路(以下この条において「道路」という。)上を走行させる運転を除く。)の業務
- 八 つり上げ荷重が 5 トン以上のデリツクの運転の業務
- 十一 最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が 1 トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十三 最大荷重(シヨベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。)が 1 トン以上のシヨベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十六 制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリツクの玉掛けの業務

(中高年齢者等についての配慮)

第 62 条 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

(技能講習)

第 76 条 第 14 条又は第 61 条第 1 項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第 18 に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行なう。

- 2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。
- 3 技能講習の受講資格及び講習手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

【労働安全衛生法別表第 18】

十五	はい作業主任者技能講習	二十九	フォークリフト運転技能講習
二十六	床上操作式クレーン運転技能講習	三十	ショベルローダー等運転技能講習
二十七	小型移動式クレーン運転技能講習	三十六	玉掛技能講習

3節 労働安全衛生規則関係

ここでは、主に労働者の危険又は健康障害を防止するための措置とされる法20条から27条に関する労働安全衛生規則を主に記載しています。

1 車両系荷役運搬機械等関係

(1) 共通事項

(定義)

第151条の2 この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 フォークリフト
- 二 ショベルローダー
- 三 フォークローダー
- 四 ストラドルキャリアー
- 五 不整地運搬車
- 六 構内運搬車(専ら荷を運搬する構造の自動車(長さが4.7メートル以下、幅が1.7メートル以下、高さが2.0メートル以下のものに限る。)のうち、最高速度が毎時15キロメートル以下のもの(前号に該当するものを除く。))をいう。)
- 七 貨物自動車(専ら荷を運搬する構造の自動車(前2号に該当するものを除く。))をいう。)

(作業計画)

第151条の3 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業(不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第151条の7までにおいて同じ。)を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

- 2 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。
- 3 事業者は、第1項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

(作業指揮者)

第151条の4 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第1項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

(制限速度)

第151条の5 事業者は、車両系荷役運搬機械等(最高速度が毎時10キロメートル以下のものを除く。)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

- 2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の制限速度を超えて車両系荷役運搬機械等を運転してはならない。

(転落等の防止)

第151条の6 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合において、当該車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させなければならない。
- 3 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

(接触の防止)

第151条の7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

- 2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

(合図)

第151条の8 事業者は、車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。

- 2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の合図に従わなければならない。

(立入禁止)

第151条の9 事業者は、車両系荷役運搬機械等(構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。)については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従

事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

(荷の積載)

第 151 条の 10 事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 偏荷重が生じないように積載すること。
- 二 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自動車にあつては、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。

(運転位置から離れる場合の措置)

第 151 条の 11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 フォーク、シヨベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

- 2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

(車両系荷役運搬機械等の移送)

第 151 条の 12 事業者は、車両系荷役運搬機械等を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系荷役運搬機械等の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- 一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。
- 二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。
- 三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当なこう配を確保すること。

(搭乗の制限)

第 151 条の 13 事業者は、車両系荷役運搬機械等(不整地運搬車及び貨物自動車を除く。)を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(主たる用途以外の使用の制限)

第 151 条の 14 事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の

主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(修理等)

第 151 条の 15 事業者は、車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着若しくは取外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 第 151 条の 9 第 1 項ただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。

(2) フォークリフト

(前照燈及び後照燈)

第 151 条の 16 事業者は、フォークリフトについては、前照燈及び後照燈を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

(ヘッドガード)

第 151 条の 17 事業者は、フォークリフトについては、次に定めるところに適合するヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、荷の落下によりフォークリフトの運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

- 一 強度は、フォークリフトの最大荷重の 2 倍の値(その値が 4 トンを超えるものにあつては、4 トン)の等分布静荷重に耐えるものであること。
- 二 上部わくの各開口の幅又は長さは、16 センチメートル未満であること。
- 三 運転者が座つて操作する方式のフォークリフトにあつては、運転者の座席の上面からヘッドガードの上部わくの下面までの高さは、95 センチメートル以上であること。
- 四 運転者が立つて操作する方式のフォークリフトにあつては、運転者席の床面からヘッドガードの上部わくの下面までの高さは、1.8 メートル以上であること。

(バックレスト)

第 151 条の 18 事業者は、フォークリフトについては、バックレストを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、マストの後方に荷が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(パレット等)

第 151 条の 19 事業者は、フォークリフトによる荷役運搬の作業に使用するパレット又はスキッドについては、次に定めるところによらなければならない。

- 一 積載する荷の重量に応じた十分な強度を有すること。

二 著しい損傷、変形又は腐食がないこと。

(使用の制限)

第 151 条の 20 事業者は、フォークリフトについては、許容荷重(フォークリフトの構造及び材料並びにフォーク等(フォーク、ラム等荷を積載する装置をいう。)に積載する荷の重心位置に応じ負荷させることができる最大の荷重をいう。)その他の能力を超えて使用してはならない。

(点 検)

第 151 条の 25 事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置の機能

(補修等)

第 151 条の 26 事業者は、第 151 条の 21 若しくは第 151 条の 22 の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めたとときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

(3) シヨベルローダー等

(前照燈及び後照燈)

第 151 条の 27 事業者は、シヨベルローダー又はフォークローダー(以下「シヨベルローダー等」という。)については、前照燈及び後照燈を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うために必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

(ヘッドガード)

第 151 条の 28 事業者は、シヨベルローダー等については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、荷の落下によりシヨベルローダー等の運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(荷の積載)

第 151 条の 29 事業者は、シヨベルローダー等については、運転者の視野を妨げないように荷を積載しなければならない。

(使用の制限)

第 151 条の 30 事業者は、シヨベルローダー等については、最大荷重その他の能力を超えて使用してはならない。

(点 検)

第 151 条の 34 事業者は、シヨベルローダー等を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置の機能

(補修等)

第 151 条の 35 事業者は、第 151 条の 31 若しくは第 151 条の 32 の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めたとときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

(4) 構内運搬車

(制動装置等)

第 151 条の 59 事業者は、構内運搬車(運行の用に供するものを除く。以下この条において同じ。)については、次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。ただし、第 4 号の規定は、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所で使用する構内運搬車については、適用しない。

- 一 走行を制動し、及び停止の状態を保持するため、有効な制動装置を備えていること。
- 二 警音器を備えていること。
- 三 かじ取りハンドルの中心から車体の最外側までの距離が 65 センチメートル以上あるもの又は運転者席が車室内にあるものにあつては、左右に 1 個ずつ方向指示器を備えていること。
- 四 前照燈及び尾燈を備えていること。

(連結装置)

第 151 条の 60 事業者は、構内運搬車に被けん引車を連結するときは、確実な連結装置を用いなければならない。

(使用の制限)

第 151 条の 61 事業者は、構内運搬車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。

(積卸し)

第 151 条の 62 事業者は、一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものを構内運搬車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は構内運搬車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後当該作業の着手を指示すること。

(点 検)

第 151 条の 63 事業者は、構内運搬車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照燈、尾燈、方向指示器及び警音器の機能

(補修等)

第 151 条の 64 事業者は、前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

(5) 貨物自動車

(制動装置等)

第 151 条の 65 事業者は、貨物自動車(運行の用に供するものを除く。以下この条において同じ。)については、次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。ただし、第 8 号の規定は、最高速度が毎時 20 キロメートル以下の貨物自動車については、適用しない。

- 一 走行を制動し、及び停止の状態を保持するため、有効な制動装置を備えていること。
- 二 運転者席は、運転者が安全な運転を行うことができる視界を有し、かつ、透明で運転者の視野を妨げるようなひずみのない安全ガラスを前面に使用していること。
- 三 空気入りゴムタイヤは、き裂、コード層の露出その他の著しい損傷のないものであること。
- 四 前照燈及び尾燈を備えていること。
- 五 かじ取りハンドルの中心から車体の最外側までの距離が 65 センチメートル以上あるもの又は運転者席が車室内にあるものにあつては、当該貨物自動車の車両中心線上の前方及び後方 30 メートルの距離から指示部が見通すことのできる位置に左右に 1 個ずつ方向指示器を備えていること。
- 六 警音器を備えていること。
- 七 運転者が安全に運転することができる後写鏡及び当該貨物自動車の直前にある障害物を確認することができる鏡を備えていること。
- 八 速度計を備えていること。

(使用の制限)

第 151 条の 66 事業者は、貨物自動車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。

(昇降設備)

第 151 条の 67 事業者は、最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

(不適格な繊維ロープの使用禁止)

第 151 条の 68 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープを貨物自動車の荷掛けに使用してはならない。

- 一 スtrandが切断しているもの
- 二 著しい損傷又は腐食があるもの

(繊維ロープの点検)

第 151 条の 69 事業者は、繊維ロープを貨物自動車の荷掛けに使用するときは、その日の使用を開始する前に、当該繊維ロープを点検し、異常を認めるときは、直ちに取り替えなければならない。

(積卸し)

第 151 条の 70 事業者は、一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順及び作業手順ごとの作業方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後当該作業の着手を指示すること。
- 五 第 151 条の 67 第 1 項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

(中抜き禁止)

第 151 条の 71 事業者は、貨物自動車から荷を卸す作業を行うときは、当該作業に従事する労働者に中抜きをさせてはならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、中抜きをしてはなら

ない。

(荷台への乗車制限)

第 151 条の 72 事業者は、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に労働者を乗車させてはならない。

2 労働者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

第 151 条の 73 事業者は、荷台にあおりのある貨物自動車を走行させる場合において、当該荷台に労働者を乗車させるときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 荷の移動による労働者の危険を防止するため、移動により労働者に危険を及ぼすおそれのある荷について、歯止め、滑止め等の措置を講ずること。
- 二 荷台に乗車させる労働者に次の事項を行わせること。
 - イ あおりを確実に閉じること。
 - ロ あおりその他貨物自動車の動揺により労働者が墜落するおそれのある箇所に乗らないこと。
 - ハ 労働者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さ(荷台上の荷の最高部が運転者席の屋根の高さを超えるときは、当該荷の最高部)を超えて乗らないこと。

2 前項第 2 号の労働者は、同号に掲げる事項を行わなければならない。

(保護帽の着用)

第 151 条の 74 事業者は、最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

(点 検)

第 151 条の 75 事業者は、貨物自動車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照灯、尾灯、方向指示器及び警音器の機能

(補修等)

第 151 条の 76 事業者は、前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2 コンベヤー

(逸走等の防止)

第 151 条の 77 事業者は、コンベヤー(フローコンベヤー、スクリューコンベヤー、流体コンベヤー及び空気スライドを除く。以下同じ。)については、停電、電圧降下等による荷又は搬器の逸走及び逆走を防止するための装置(第 151 条の 82 において「逸走等防止装置」という。)を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態で使用するときその他労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(非常停止装置)

第 151 条の 78 事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置(第 151 条の 82 において「非常停止装置」という。)を備えなければならない。

(荷の落下防止)

第 151 条の 79 事業者は、コンベヤーから荷が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、当該コンベヤーに覆い又は囲いを設ける等荷の落下を防止するための措置を講じなければならない。

(トロリーコンベヤー)

第 151 条の 80 事業者は、トロリーコンベヤーについては、トロリーとチェーン及びハンガーとが容易に外れないよう相互に確実に接続されているものでなければ使用してはならない。

(搭乗の制限)

第 151 条の 81 事業者は、運転中のコンベヤーに労働者を乗せてはならない。ただし、労働者を運搬する構造のコンベヤーについて、墜落、接触等による労働者の危険を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、運転中のコンベヤーに乗つてはならない。

(点 検)

第 151 条の 82 事業者は、コンベヤーを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 原動機及びプーリーの機能
- 二 逸走等防止装置の機能
- 三 非常停止装置の機能
- 四 原動機、回転軸、歯車、プーリー等の覆い、囲い等の異常の有無

(補修等)

第 151 条の 83 事業者は、前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

3 貨物取扱作業等

(1) 積卸し等

(不適格な繊維ロープの使用禁止)

第 418 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープを貨車の荷掛けに使用してはならない。

- 一 ストランドが切断しているもの
- 二 著しい損傷又は腐食があるもの

(点 検)

第 419 条 事業者は、繊維ロープを貨車の荷掛けに使用するとき、その日の使用を開始する前に、当該繊維ロープを点検し、異常を認めるときは、直ちに取り替えなければならない。

(作業指揮者の選任及び職務)

第 420 条 事業者は、一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものを貨車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び順序を決定し、作業を指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後当該作業の着手を指示すること。

(2) はい付け、はいくずし等

(はいの昇降設備)

第 427 条 事業者は、はい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。))の集団をいう。以下同じ。)の上で作業を行なう場合において、作業箇所の高さが床面から 1.5 メートルをこえるときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。ただし、当該はいを構成する荷によって安全に昇降できる場合は、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、床面と当該作業箇所との間を昇降するとき、同項のただし書に該当する場合を除き、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

(はいの間隔)

第 430 条 事業者は、床面からの高さが 2 メートル以上

のはい(容器が袋、かます又は俵である荷により構成されるものに限る。)については、当該はいと隣接のはいとの間隔を、はいの下端において 10 センチメートル以上としなければならない。

(はいくずし作業)

第 431 条 事業者は、床面からの高さが 2 メートル以上のはいについて、はいくずしの作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者に次の事項を行なわせなければならない。

- 一 中抜きをしないこと。
- 二 容器が袋、かます又は俵である荷により構成されるはいについては、ひな段状にくずし、ひな段の各段(最下段を除く。)の高さは 1.5 メートル以下とすること。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項各号に掲げる事項を行なわなければならない。

(はいの崩壊等の危険の防止)

第 432 条 事業者は、はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該はいについて、ロープで縛り、網を張り、くい止めを施し、はい替えを行なう等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(立入禁止)

第 433 条 事業者は、はい付け又ははいくずしの作業が行なわれている箇所、はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに、関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

(照度の保持)

第 434 条 事業者は、はい付け又ははいくずしの作業を行なう場所については、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。

(保護帽の着用)

第 435 条 事業者は、はいの上における作業(作業箇所の高さが床面から 2 メートル以上のものに限る。)を行なうときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

4 墜落等による危険の防止及び通路等

<墜落等による危険の防止>

(悪天候時の作業禁止)

第 522 条 事業者は、高さが 2 メートル以上の箇所で行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候

のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(照度の保持)

第 523 条 事業者は、高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行なうときは、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。

(移動はしご)

第 527 条 事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 幅は、30 センチメートル以上とすること。
- 四 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

(脚 立)

第 528 条 事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 脚と水平面との角度を 75 度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 四 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。

<通路等>

(屋内に設ける通路)

第 542 条 事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 用途に応じた幅を有すること。
- 二 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
- 三 通路面から高さ 1.8 メートル以内に障害物を置かないこと。

4節 クレーン等安全規則関係

ここでは、主に労働者の危険又は健康障害を防止するための措置とされる法20条から27条に關係するクレーン等安全規則を主に記載しています。

1 クレーン関係

(過負荷の制限)

第23条 事業者は、クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

(傾斜角の制限)

第24条 事業者は、ジブクレーンについては、クレーン明細書に記載されているジブの傾斜角(つり上げ荷重が3トン未満のジブクレーンにあつては、これを製造した者が指定したジブの傾斜角)の範囲をこえて使用してはならない。

(定格荷重の表示等)

第24条の2 事業者は、クレーンを用いて作業を行うときは、クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じなければならない。

(運転の合図)

第25条 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。

2 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

3 第1項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

(搭乗の制限)

第26条 事業者は、クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。

第27条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。

2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行なわなければならない。

一 とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。

二 労働者に安全带(令第13条第3項第28号の安全带をいう。)その他の命綱(以下「安全带等」という。)を使用させること。

三 とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。

3 労働者は、前項の場合において安全带等の使用を命じ

られたときは、これを使用しなければならない。

(暴風時における逸走の防止)

第31条 事業者は、瞬間風速が毎秒30メートルをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンについて、逸走防止装置を作用させる等その逸走を防止するための措置を講じなければならない。

(強風時の作業中止)

第31条の2 事業者は、強風のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止しなければならない。

(強風時における損壊の防止)

第31条の3 事業者は、前条の規定により作業を中止した場合であつてジブクレーンのジブが損壊するおそれのあるときは、当該ジブの位置を固定させる等によりジブの損壊による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(運転位置からの離脱の禁止)

第32条 事業者は、クレーンの運転者を、荷をつつたまま、運転位置から離れさせてはならない。

2 前項の運転者は、荷をつつたまま、運転位置を離れては、ならない。

(作業開始前の点検)

第36条 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行なわなければならない。

一 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能

二 ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態

三 ワイヤロープが通っている箇所の状態

(暴風後等の点検)

第37条 事業者は、屋外に設置されているクレーンを用いて瞬間風速が毎秒30メートルをこえる風が吹いた後に作業を行なうとき、又はクレーンを用いて中震以上の震度の地震の後に作業を行なうときは、あらかじめ、クレーンの各部分の異常の有無について点検を行なわなければならない。

(自主検査等の記録)

第38条 事業者は、この節に定める自主検査及び点検(第36条の点検を除く。)の結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

(補 修)

第 39 条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なつた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 移動式クレーン

(作業方法等の決定等)

第 66 条の 2 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。

- 一 移動式クレーンによる作業の方法
- 二 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
- 三 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統)

2 事業者は、前項各号の事項を定めたときは、当該事項について、作業の開始前に、関係労働者に周知させなければならない。

(外れ止め装置の使用)

第 66 条の 3 事業者は、移動式クレーンを用いて荷をつり上げるときは、外れ止め装置を使用しなければならない。

(過負荷の制限)

第 69 条 事業者は、移動式クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

(傾斜角の制限)

第 70 条 事業者は、移動式クレーンについては、移動式クレーン明細書に記載されているジブの傾斜角(つり上げ荷重が 3 トン未満の移動式クレーンにあっては、これを製造した者が指定したジブの傾斜角)の範囲をこえて使用してはならない。

(定格荷重の表示等)

第 70 条の 2 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該移動式クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じなければならない。

(使用の禁止)

第 70 条の 3 事業者は、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、移動式クレーンを用いて作業を行つてはならない。ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

(アウトリガーの位置)

第 70 条の 4 事業者は、前条ただし書の場合において、

アウトリガーを使用する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガーを当該鉄板等の上で当該移動式クレーンが転倒するおそれのない位置に設置しなければならない。

(アウトリガー等の張り出し)

第 70 条の 5 事業者は、アウトリガーを有する移動式クレーン又は拡幅式のクローラを有する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガー又はクローラを最大限に張り出さなければならない。ただし、アウトリガー又はクローラを最大限に張り出すことができない場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガー又はクローラの張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

(運転の合図)

第 71 条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、移動式クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。

(根拠 法第 20 条)

2 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

3 第 1 項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

(塔乗の制限)

第 72 条 事業者は、移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて、作業させてはならない。

(立入禁止)

第 74 条 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

第 74 条の 2 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、つり上げられている荷(第 6 号の場合にあっては、つり具を含む。)の下に労働者を立ち入らせてはならない。

一 ハッカーを用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。

二 つりクランプ 1 個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。

三 ワイヤロープ等を用いて 1 箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき(当該荷に設けられた穴又は、アイボルトにワイヤロープ等を通して玉掛けをしている場合を除く。)

四 複数の荷が一度につり上げられている場合であつて、当該複数の荷が結束され、箱に入れられる等により固定されていないとき。

- 五 磁力又は陰圧により吸着させるつり具又は玉掛用具を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。
- 六 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

(強風時の作業中止)

第 74 条の 3 事業者は、強風のため、移動式クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止しなければならない。

(強風時における転倒の防止)

第 74 条の 4 事業者は、前条の規定により作業を中止した場合であって移動式クレーンが転倒するおそれのあるときは、当該移動式クレーンのジブの位置を固定させる等により移動式クレーンの転倒による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(運転位置からの離脱の禁止)

第 75 条 事業者は、移動式クレーンの運転者を、荷をつつたままで、運転位置から離れさせてはならない。
2 前項の運転者は、荷をつつたままで、運転位置を離れてはならない。

(作業開始前の点検)

第 78 条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、巻過防止装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能について点検を行なわなければならない。

3 玉掛け

(不適格なワイヤロープの使用禁止)

第 215 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するワイヤロープをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。
一 ワイヤロープより間の間において素線(ファイラ線を除く。以下本号において同じ。)の数の 10 パーセント以上の素線が切断しているもの
二 直径の減少が公称径の 7 パーセントをこえるもの
三 キンクしたもの
四 著しい形くずれ又は腐食があるもの

(不適格なつりチェーンの使用禁止)

第 216 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するつりチェーンをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。
一 伸びが、当該つりチェーンが製造されたときの長さの 5 パーセントをこえるもの
二 リンクの断面の直径の減少が、当該つりチェーンが製造されたときの当該リンクの断面の直径の 10 パーセントをこえるもの
三 き裂があるもの

(不適格なフック、シャツクル等の使用禁止)

第 217 条 事業者は、フック、シャツクル、リング等の金具で、変形しているもの又はき裂があるものを、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

(不適格な繊維ロープ等の使用禁止)

第 218 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープ又は繊維ベルトをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。
一 ストランドが切断しているもの
二 著しい損傷又は腐食があるもの

(リングの具備等)

第 219 条 事業者は、エンドレスでないワイヤロープ又はつりチェーンについては、その両端にフック、シャツクル、リング又はアイを備えているものでなければクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

2 前項のアイは、アイスブライス若しくは圧縮どめ又はこれらと同等以上の強さを保持する方法によるものでなければならない。この場合において、アイスブライスは、ワイヤロープのすべてのストランドを 3 回以上編み込んだ後、それぞれのストランドの素線の半数の素線を切り、残された素線をさらに 2 回以上(すべてのストランドを 4 回以上編み込んだ場合には 1 回以上)編み込むものとする。

(使用範囲の制限)

第 219 条の 2 事業者は、磁力若しくは陰圧により吸着させる玉掛用具、チェーンブロック又はチェーンレバーホイスト(以下この項において「玉掛用具」という。)を用いて玉掛けの作業を行うときは、当該玉掛用具について定められた使用荷重等の範囲で使用しなければならない。
2 事業者は、つりクランプを用いて玉掛けの作業を行うときは、当該つりクランプの用途に応じて玉掛けの作業を行うとともに、当該つりクランプについて定められた使用荷重等の範囲で使用しなければならない。

(作業開始前の点検)

第 220 条 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シャツクル、リング等の金具(以下この条において「ワイヤロープ等」という。)を用いて玉掛けの作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異常の有無について点検を行なわなければならない。
2 事業者は、前項の点検を行なつた場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

参 考 资 料

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号

第 1 目的

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令等とあいまって、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）の事業者（以下「陸運事業者」という。）の労働者が行う荷役作業における労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主・配送先・元請事業者等（以下「荷主等」という。）がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示すことを目的とする。

2 関係者の責務

陸運事業者は、本ガイドラインを指針として、荷役作業における労働災害防止対策の積極的な推進に努めるものとする。

荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。

荷役作業を行う陸運事業者の労働者は、陸運事業者の指示、荷主等の作業場所における遵守事項等を守ることにより、荷役作業における労働災害の防止に努めるものとする。

第 2 陸運事業者の実施事項

1 安全衛生管理体制の確立等

(1) 荷役災害防止のための担当者の指名

荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

ア 安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名し、荷役作業における労働災害防止のために果たすべき役割、責任及び権限を定め、必要な対策に取り組みさせること。また、それらを労働者に周知すること。

イ 指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役災害防止に必要な教育を実施すること。

(2) 安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

荷役作業における労働災害を防止するための措置を組織的かつ継続的に実施するため、次の事項を実施すること。

ア 事業場全体の安全意識を高めるため、事業を統括管理する者は、荷役作業における労働災害防止に

関する事項を盛り込んだ安全衛生方針を表明すること。

イ 安全衛生方針に基づき、荷役作業における労働災害防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、陸運事業者の労働者及び荷主等に周知すること。

ウ 荷役作業について、危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）を実施し、その結果に基づいて労働者の危険等を防止するため必要な措置を講ずること。

エ 安全衛生目標を達成するための具体的な方策として、一定の期間を区切り、次の事項を含む安全衛生計画を作成するとともに、その計画の実施、評価及び改善を適切に行うこと。

- ① 荷役運搬機械、荷役用具・設備等による労働災害防止に関する事項
- ② 安全衛生教育の実施に関する事項
- ③ 荷役災害防止に関する意識の高揚等に関する事項
- ④ 腰痛予防等の健康管理に関する事項

(3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。

ア 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）において、荷役作業における労働災害防止について調査審議すること。

イ 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置し、下記 4 (3) に例示する事項等について協議すること。

2 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

ア 運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか事前に確認すること。また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。

イ 荷主等に確認した荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講ずること。

ウ 荷役作業を行う場所の作業環境や作業内容にも

配慮した服装や保護具（保護帽、安全靴等）を着用させること。

工 荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ風雨が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業を行える状態を保持すること。

オ 陸運業の労働者が荷役作業を行う際に、荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合には報告させ、荷主等に対し改善を求めること。

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

ア 荷役作業を行う労働者に次の事項を遵守させること。

- ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから作業を行うこと。
- ② 不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと（一度地面に降りて移動すること。）。
- ③ 荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、出来る限り地上から又は地上での作業とすること。
- ④ 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用すること。
- ⑤ 墜落・転落の危険のある作業においては、墜落時保護用の保護帽を着用すること。
- ⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保すること。
- ⑦ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないこと。
- ⑧ 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Fマーク）を使用すること。
- ⑨ あおりを立てる場合には、必ず固定すること。
- ⑩ 最大積載量が5 t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が5 t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用すること。
- ⑪ 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、三点確保（手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと）を実行すること。

イ 荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。

ウ 貨物自動車の荷台への昇降設備を用意すること。

エ タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

【フォークリフトによる労働災害の防止対策】

ア フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。

イ 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。

ウ 作業計画を作成すること。

エ 労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること。

オ フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。

- ① フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと。
 - ② 荷崩れ防止措置を行うこと。
 - ③ シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時にはシートベルトを着用すること。
 - ④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実にすること。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。
 - ⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
 - ⑥ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講ずること。
 - ⑦ 急停止、急旋回を行わないこと。
 - ⑧ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
 - ⑨ バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
 - ⑩ フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底すること。
 - ⑪ 構内を通行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さないこと。
- カ 構内におけるフォークリフト使用のルール（制限

速度、安全通路等)を定め、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。

キ 通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。

ク フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。

【クレーン等による労働災害の防止対策】

ア クレーン、移動式クレーン(以下「クレーン等」という。)の運転は、クレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。

イ 所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。

ウ クレーン等を用いて荷役作業を行う労働者に、定格荷重を超えて使用させないこと。

エ 移動式クレーンについては、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を運転者に周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正すること。

オ 移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設すること。

【コンベヤーによる労働災害の防止対策】

ア コンベヤーを使用して荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

① コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通ること。(コンベヤーをまたがないこと。)

② コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直すこと。

③ コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行うこと。

イ 通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場合は、踏切橋等を設けること。

ウ ベルトコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。

エ コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。

【ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策】

ア ロールボックスパレット、台車等(以下「ロールボックスパレット等」という。)を使用して人力で荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

① ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、

脚部にプロテクターを装着すること。

② ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かすこと。

③ トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。

④ ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認すること。

⑤ 見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかけること。

⑥ 停止するときやカーブを曲がる場合は、2m程前から減速すること。

⑦ 重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押すこと。

⑧ 荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を実行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。

イ ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。

ウ ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。

(4) 転倒による労働災害の防止対策

ア 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理整頓してから作業を行うこと。

② 後ずさりでの作業はできる限りしないこと。

イ 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。

ウ 荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。

エ 荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。

オ 持った荷で両手を塞がれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用させること。

(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

ア 職場における腰痛予防対策指針(平成6年9月6

日付け基発第 547 号) で示された各対策を講じること。

イ 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

- ① 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこと。
- ② 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらないこと。
- ③ 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押すこと。
- ④ 重量の重い荷は、2人以上で扱うこと。
- ⑤ できるだけ台車等を使用すること。

ウ 人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。

エ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。

(6) その他の労働災害の防止対策

ア 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

- ① ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
- ② 荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行うこと。
- ③ あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
- ④ 鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止すること。
- ⑤ 停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。

イ 崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。

3 荷役作業の安全衛生教育の実施

荷役作業は、運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化を図りにくい特徴がある。

また、荷役作業は、荷主先等において、単独又は

荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、陸運事業者の労働者については、自社からの直接的な指示・支援を受けにくい特徴もある。

このような特徴を踏まえると、荷役作業を行う労働者に対し、労働災害防止のための知識を付与するとともに、危険感受性を高め、安全を最優先として荷役作業に取り組むように安全衛生教育を実施することは、荷役作業における労働災害を防止する上で極めて重要である。

したがって、荷役作業を行う労働者に対し、荷役作業の安全衛生教育を確実に実施するとともに、その内容を一人ひとりの労働者が遵守できるよう日頃から安全衛生意識の醸成に努めること。

(1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育

陸運事業者は、荷役作業を行うことになる労働者に対し、雇入れ時教育又は作業内容変更時教育を行う際に、上記2において陸運事業者の労働者に遵守させる必要があるとした事項を含め、次に掲げる事項について安全衛生教育を実施すること。

なお、既に荷役作業に従事している陸運業の労働者であって、これらの教育を受けていない労働者についても同様であること。

ア 荷役運搬作業における積卸し作業（ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業を含む。）の知識

イ 荷の種類等

ウ 荷役運搬機械等の種類

エ 使用器具及び工具

オ 作業箇所の安全確認

カ 服装及び保護具

キ 反復・定期的な荷の運搬を請け負う荷主等の事業場の構内における荷役作業がある場合には、当該構内において留意すべき事項

(2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得

以下の資格等について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な取得を推進すること。

ア フォークリフト

(ア) 最大荷重1トン以上のフォークリフト(技能講習)

(イ) 最大荷重1トン未満のフォークリフト(特別教育)

(ウ) フォークリフト運転業務従事者教育(危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針(以下「安全衛生教育指針公示」という。))に基づく教育)

イ フォークローダー

(ア) 最大荷重1トン以上のフォークローダー(技能講習)

- (イ) 最大荷重1トン未満のフォークローダー（特別教育）
- ウ クレーン等
 - (ア) つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転（免許）
 - (イ) つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転（特別教育）
 - (ウ) つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転（免許）
 - (エ) つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転（技能講習）
 - (オ) つり上げ荷重0.5トン以上1トン未満の移動式クレーンの運転（特別教育）
 - (カ) つり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの玉掛け業務（技能講習）
 - (キ) クレーン運転士安全衛生教育（安全衛生教育指針公示に基づく教育）
 - (ク) 移動式クレーン運転士安全衛生教育（安全衛生教育指針公示に基づく教育）

(3) 作業指揮者等に対する教育

以下の作業指揮者等に対する教育について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な受講を推進すること。

- ア 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育
- イ 積卸し作業指揮者教育
- ウ 危険予知訓練
- エ リスクアセスメント教育
- オ 腰痛予防管理者教育

(4) 日常の教育

陸運事業者は、荷役作業を行う労働者に対し、上記2において労働者に遵守させる必要があるとした事項について、繰り返し教育を行い、その徹底を求めること。

また、こうした教育においては、災害事例（厚生労働省ホームページ：職場のあんぜんサイト等）を用いるほか、実際の荷役作業を想定したイラストシート、写真等を用いて、荷役作業を行う労働者に潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる危険予知訓練を行うこと。

4 陸運事業者と荷主等との連絡調整

(1) 荷役作業における役割分担の明確化

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合が

あることが挙げられる。

このため、運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要である。

こうした点を踏まえ、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。

(2) 荷役作業実施における陸運事業者と荷主等との連絡調整

上記2(1)アのとおり、運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるかについて事前に確認すること。

確認の結果、荷役作業がある場合には、運搬物の重量、荷役作業の方法等の荷役作業の内容を安全作業連絡書（参考例を参照）等を使用して把握するとともに、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で使用する荷役運搬機械の運転に必要な資格等を有しているか併せて確認すること。

(3) 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷主等の事業場において、陸運事業者の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運事業者と荷主等で協議する場を設けること。

具体的には、荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うこと。

また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先における休憩施設の設置等についても併せて協議すること。

5 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

貨物自動車運転者に荷役作業を行わせる場合には、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を考慮した運行計画を作成すること。

6 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む。）を他の陸運事業者に請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行うこと。

第3 荷主等の実施事項

1 安全衛生管理体制の確立等

(1) 荷役災害防止のための担当者の指名

陸運事業者と連携して、荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

ア 安全管理者、安全衛生推進者等の中から荷役災害防止の担当者を指名し、陸運事業者の荷役災害防止担当者が行う労働災害防止のための措置に連携して取り組ませること。

イ 指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役災害防止のために必要な教育を実施すること。

(2) 安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

荷主等による安全衛生方針の表明や目標の設定、安全衛生計画の策定に当たっては、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止について盛り込むこと。

(3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。

ア 安全委員会等において、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止について調査審議すること。

イ 反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と安全衛生協議組織を設置し、下記4(4)に例示する事項等について協議すること。

2 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

ア 陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において行う必要がある荷役作業について、陸運事業者に通知すること。また、事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせないこと。

イ 荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（以下「貨物自動車運転者」という。）の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、荷役作業の安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）とすること。

ウ 荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な

広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業を行える状況に保持すること。

エ 陸運事業者からの不安全な作業指示等に対する改善要望があった場合は、適切に対応すること。

また、陸運事業者の労働者が不安全な方法で荷役作業を行っていることを確認した場合には、速やかに改善を求めること。

オ 陸運事業者の労働者と荷主等の労働者が、荷主等の事業場において混在して作業を行う場合には、作業間の連絡調整を行うこと。

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

ア 荷主等が管理する施設において、できるだけブラットホーム（移動式のものを含む。）、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意すること。

イ 荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

【フォークリフトによる労働災害の防止対策】

ア 陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認すること。

イ 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。

ウ 陸運事業者に対し、作業計画の作成に必要な情報を提供すること。

エ 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。

オ 荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示すること。

カ 荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。

キ 荷主等の管理する施設において、フォークリフト

の走行場所と歩行通路を区分すること。

【クレーン等による労働災害の防止対策】

- ア 陸運事業者の労働者にクレーン等を貸与する場合は、つり上げ荷重に合った資格を有していることを確認すること。
- イ 所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。
- ウ 荷主等の労働者が運転するクレーン等により、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にクレーン等による荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。
- エ 荷主等が管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正しておくこと。
- オ 荷主等の管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、転倒防止のための敷鉄板を準備すること。

【コンベヤーによる労働災害の防止対策】

- ア 荷主等が管理する施設において、通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場所は、踏切橋等を設けること。
- イ 荷主等が管理するコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。
- ウ 荷主等が管理するコンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。

【ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策】

- ア 荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。
- イ 荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。

(4) 転倒による労働災害の防止対策

- ア 荷主等が管理する施設において、荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。
- イ 荷主等が管理する施設において、荷役作業場所の

段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。

ウ 台車等を用意すること。

(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

- ア 荷主等が管理する施設において人力荷役をする場合は、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。
- イ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。
- ウ 陸運事業者の労働者が重量の重い荷を扱う場合は、荷主等の労働者に作業を補助させること。
- エ 台車等を用意すること。

(6) その他の労働災害の防止対策

荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。

3 荷役作業の安全衛生教育の実施

- (1) 運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知
貨物自動車運転者については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）により、拘束時間、運転時間の上限等が定められている。
したがって、運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させること。

(2) 荷主等の労働者への荷役運搬機械に関する安全衛生教育の実施

荷主等の労働者が運転する荷役運搬機械により、陸運事業者の労働者が被災することのないよう、労働者に荷役運搬機械の安全衛生教育を行うこと。

4 陸運事業者と荷主等との連絡調整

(1) 荷役作業における役割分担の明確化

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることが挙げられる。

このため、運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要で

ある。

こうした点を踏まえ、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。

(2) 配送先における荷卸しの役割分担の明確化

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多い。この場合、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知すること。

(3) 荷役作業実施における荷主等と陸運事業者との連絡調整

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、陸運事業者の荷役災害防止の担当者に対し、安全作業連絡書（参考例を参照）の内容を通知すること。

(4) 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷主等の事業場において、陸運事業者の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運事業者と荷主等で協議する場を設けること。

具体的には、荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うこと。

また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先への休憩施設の設置等についても併せて協議すること。

5 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、荷役作業を行うことによる疲労に配慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮すること。

6 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む。）を他の陸運事業者に請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行うことが適当である。

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について
(荷主等関係を抜粋)

平成 25 年 6 月 18 日 基安安発 0618 第 1 号 基安労発 0618 第 1 号

(別添 3)

荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育(荷主等向け)実施要領(荷役ガイドライン第3の1(1)イ関係)

1 目的

荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、荷主等の事業場の安全管理者、安全衛生推進者等から指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役作業における労働災害の現状、陸運事業者との連絡調整、荷役作業における労働災害防止対策、関係法令等の知識を付与することを目的とする。

2 対象者

荷主等から荷役災害防止の担当者に指名された者。

3 実施者

上記2の対象者を使用する荷主等の事業者又は荷主等の事業者が代わって当該教育を行う労働災害防止団体等とする。

4 実施方法

(1) 教育カリキュラムは、下表の「荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育(荷主等向け)カリキュラム」によること。

(2) 労働災害防止団体等が実施するものにあつては、

1回の教育対象人員は概ね100人以内とすること。

(3) 講師については、教育カリキュラムの科目について十分な知識、経験を有する者を充てること。

5 実施結果の記録等

(1) 事業者は、当該教育を実施した結果を記録し、保存しておくこと。

(2) 労働災害防止団体等が事業者が代わって当該教育を実施した場合は、教育修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存しておくこと。

荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育(荷主等向け)カリキュラム(※表3)

(別添 4)

荷役作業従事者のための安全衛生教育(荷主等向け)実施要領(荷役ガイドライン第3の3(2)関係)

1 目的

荷主等の労働者と陸運事業者の労働者が同一又は隣接した場所で荷役運搬機械を用いて作業を行うことによる労働災害を防止するため、荷主等の労働者に対し、荷役作業における労働災害の現状、荷役作業における労働災害防止対策等の知識を付与することを目的とする。

2 対象者

荷主等の労働者であつて、荷役作業場所又は荷役作業場所に隣接した場所で荷役運搬機械を使用する者。

なお、上記場所で作業する荷役運搬機械を使用する者以外の者についても対象とすることが望ましいこと。

3 実施者

上記2の対象者を使用する荷主等の事業者又は荷主等の事業者が代わって当該教育を行う労働災害防止団体等とする。

4 実施方法

(1) 教育カリキュラムは、下表の「荷役作業従事者のための安全衛生教育(荷主等の荷役運搬機械作業向け)カリキュラム」によること。

(2) 労働災害防止団体等が実施するものにあつては、

1回の教育対象人員は概ね100人以内とすること。

(3) 講師については、教育カリキュラムの科目について十分な知識、経験を有する者を充てること。

5 実施結果の記録等

(1) 事業者は、当該教育を実施した結果を記録し、保存しておくこと。

(2) 労働災害防止団体等が事業者が代わって当該教育を実施した場合は、教育修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存しておくこと。

荷役作業従事者のための安全衛生教育(荷主等向け)カリキュラム(※表4)

(参考カリキュラム表)

表1 <荷役災害防止担当者教育（陸運事業者）>

科目	範囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 事業者の責務と安全衛生管理体制	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 基本的な荷役災害防止対策 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役重搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	2.0
3 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚	(1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育 (2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得 (3) 作業指導者等に対する教育 (4) 日常的教育	0.5
4 荷主等との連絡調整	(1) 荷役作業における役割分担の明確化 (2) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置 (3) 荷主等に求められる安全衛生対策	0.5
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	0.5
合計		4.0

表3 <荷役災害防止担当者教育（荷主等）>

科目	範囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 荷主等に求められる役割と安全衛生管理体制	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止のために実施すべき基本事項 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役重搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	1.5
3 荷役作業の安全衛生教育	(1) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要 (2) 陸運事業者の労働者との混在作業における荷役重搬機械の安全な使用	1.0
4 陸運事業者との連絡調整	(1) 荷役作業（配送先での荷卸し作業を含む。）における役割分担の明確化 (2) 荷役作業実施における陸運事業者との連絡調整 (3) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置	0.5
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	0.5
合計		4.0

表2 <荷役作業従事者の教育（陸運事業者）>

科目	範囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と荷役作業等の責務	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 事業者及び荷役作業者の責務	1.0
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止の基礎知識 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役重搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	2.0
3 荷役作業における安全衛生意識の高揚	ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動、リスクアセスメントの実施を通じた安全衛生意識の高揚等	0.5
4 荷主等の構内における荷役作業の安全	(1) 荷主等の構内において荷役作業を行う場合の一般的な留意事項 (2) 反復・定期的な荷の運搬を請け負う荷主等の構内において留意すべき具体的な事項	0.5
合計		4.0

表4 <荷役作業従事者の教育（荷主等）>

科目	範囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 荷役重搬機械作業者の責務（関係法令を含む。）	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止の基礎知識 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役重搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	1.5
3 荷主等の構内における荷役作業の安全	(1) 荷主等の荷役重搬機械による陸運事業者の労働者の労働災害防止 (2) 陸運事業者の労働者と共同で荷役作業を行う場合の留意事項 (3) 自社構内において陸運事業者の労働者が被災することのないよう留意すべき具体的な事項	1.0
合計		3.0

(注) 外部機関が教育を実施する場合、陸運事業者の4(2)については陸運事業者が個別に行うことを前提に省略することができる。

